

平成25年第1回防府市議会定例会会議録（その4）

○平成25年3月7日（木曜日）

○議事日程

平成25年3月7日（木曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1 番	高 砂 朋 子 君	2 番	久 保 潤 爾 君
3 番	山 田 耕 治 君	4 番	吉 村 弘 之 君
5 番	橋 本 龍 太 郎 君	6 番	木 村 一 彦 君
7 番	山 本 久 江 君	8 番	安 村 政 治 君
9 番	上 田 和 夫 君	10 番	田 中 敏 靖 君
11 番	和 田 敏 明 君	12 番	藤 村 こ ず え 君
13 番	清 水 浩 司 君	14 番	重 川 恭 年 君
15 番	安 藤 二 郎 君	16 番	山 根 祐 二 君
17 番	山 下 和 明 君	18 番	河 杉 憲 二 君
19 番	三 原 昭 治 君	20 番	今 津 誠 一 君
21 番	平 田 豊 民 君	22 番	中 林 堅 造 君
23 番	田 中 健 次 君	24 番	松 村 学 君
25 番	行 重 延 昭 君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市 長	松 浦 正 人 君	副 市 長	中 村 隆 君
教 育 長	杉 山 一 茂 君	代 表 監 査 委 員	中 村 恭 亮 君
上下水道事業管理者	浅 田 道 生 君	総 務 部 長	阿 川 雅 夫 君
総 務 課 長	末 吉 正 幸 君	財 務 部 長	持 溝 秀 昭 君
生 活 環 境 部 長	柳 博 之 君	健 康 福 祉 部 長	清 水 敏 男 君
健 康 福 祉 部 理 事	江 山 浩 子 君	産 業 振 興 部 長	吉 川 祐 司 君
土 木 都 市 建 設 部 長	金 子 俊 文 君	入 札 検 査 室 長	福 田 一 夫 君
会 計 管 理 者	亀 重 正 勝 君	教 育 部 長	藤 井 雅 夫 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	堀 浩 二 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	高 橋 光 之 君
監 査 委 員 会 事 務 局 長	永 田 美 津 生 君	消 防 長	永 田 眞 君
上 下 水 道 局 次 長	大 田 隆 康 君		

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 徳 永 亨 仁 君 議 会 事 務 局 次 長 末 岡 靖 君

午前 10 時 開 議

○議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の御指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。

22番、中林議員、23番、田中健次議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（行重 延昭君） 議事日程につきましては、昨日に引き続いての一般質問でございます。

これより、質問に入ります。最初は、12番、藤村議員。

〔12番 藤村こずえ君 登壇〕

○12番（藤村こずえ君） 皆様おはようございます。会派「和の会」の藤村こずえでございます。昨年11月、初当選させていただき、初めての一般質問です。

市民が主役、市民優先のまちづくりをモットーに、女性として、市民の代弁者として、目で見ても肌で感じた多くの声に耳を傾け、初心を忘れず、防府市民や御支援をいただいた皆様のお役に立てるよう努力してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

通告に従いまして、質問いたします。執行部の皆様には、明快で誠意ある御答弁を賜りますようお願い申し上げます。

最初の質問をさせていただきます。1月28日、市長の定例会見で発表されました、新年度から実施される土曜授業と、小・中学校学力向上についてお尋ねいたします。

1月15日、文部科学省は公立学校で実施されている学校週5日制を見直し、土曜日に授業を行う学校週6日制の導入に向けた検討を始めたことを明らかにされました。これは、自民党がさきの衆院選で政権公約に掲げていた政策の一つであり、安倍首相も所信表明演説の中で、世界に伍していくべく学力の低下が危惧される教育の危機と、改めて強調しました。その言葉が今でも心の中に残っています。安倍首相が目指す世界トップレベルの一手となるのか、期待したいと思います。

現在の学校週5日制は、子どもにとって学校、家庭、地域社会のバランスを改善し、ゆとり教育、生きる力を身につけさせるために、段階的に移行してきました。保護者の皆様の中には、毎週土曜日が授業だったなんてという方もいらっしゃるかもしれません。

現在の学校週5日制は、1986年から87年にかけて臨時教育審議会の答申に盛り込まれ、月1回の5日制が全国一斉に始まったのは、今27歳の方が小学校1年生だった1992年の9月のことです。

それが月2回になったのは3年後の1995年の4月、それから7年を経て前の学習指導要領が小・中学校で全面的に実施となった2002年度から、高校なども含めた全公立学校で毎週土曜休みの完全学校週5日制がスタートし、学校教育法の施行規則も改定し、公立校には法的拘束力を持たせました。

完全学校週5日制が始まって11年になります。学校週5日制を導入後、学力低下は著しく進行し、このままで推移していくと日本の将来はないのではとの声が出始め、文部科学省は完全学校週5日制を見直し、土曜日にも授業をする6日制の導入の検討を始め、ゆとり教育の見直しで授業時数を増やした新学習指導要領が小学校では昨年度から、中学校では今年度から完全実施されており、土曜日を使って授業時数を確保し、学力向上を目指す方針です。

文部科学省の省令では土日を休日としていますが、特別な必要がある場合は公開授業などをすることができるなどの除外規定があります。2002年度の学校週5日制完全実施以降、東京都や埼玉などの首都圏、近県では福岡県などの一部の公立小・中学校で土曜授業が復活しています。

そういった中、本市においても1月28日、市長は平成25年度から市立全小・中学校28校で土曜授業を施行すると発表されました。個人的には、かねてより子どもの土日の

過ごし方に疑問も持っておりましたので、市長、教育委員会の発表は私たち小さい子どもを持つ親としては大変関心の高い内容でした。

県内の市町では初めての取り組み、他市からも注目されると思います。報道での内容は、地域、学校、家庭が一体となって子どもたちを育てていく時間をつくるのが目的で、土曜授業は保護者らへの公開授業、地域住民らを交えた体験活動、スポーツ大会、音楽会などを想定されているということで、実施日はそれぞれの学校が決めるとなっております。開かれた学校づくりを推進するのがねらいですが、授業時間が増えることで学力の向上にもつながるのではないかと期待しております。

そこでまずお伺いします。防府市が来年度から導入する土曜授業について、そのねらい、方法、また防府市が考えているその効果についてお聞かせください。

また、土曜授業を行うことにより授業時間も増えるわけですから、学期に1回をもっと増やして小・中学校の学力向上を目指すお考えはないのかお伺いいたします。

次に、防府市における学力向上の取り組みについてお伺いします。

平成20年小・中学校全国学力学習状況調査において、当時の新聞報道によりますと、山口県の結果は全国で45番目、その結果に驚きますし、防府市も低い状況であったと聞いております。防府市の学力の状況はどうだったのでしょうか。

しかし、その後平成24年の同じ調査で、防府市の子どもの学力はかなり向上したとも聞いております。その4年間で防府市は、子どもたちの学力向上のためにどのような取り組みをされてこられたのでしょうか。また、今後どのような取り組みをされるのかお伺いいたします。

○議長（行重 延昭君） 12番、藤村議員の質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） 学校教育についての御質問にお答えいたします。

まず、防府市が来年度から施行する小・中学校の土曜授業についての御質問でございますが、御案内のとおり防府市では、「教育のまち 日本一」をスローガンに掲げまして、学校、家庭、地域が一緒になった教育のまちづくりを進めているところでございます。

今年度は、その三者が連携して社会全体で子どもを育てる趣旨のもと、市内全ての小・中学校をコミュニティ・スクールに指定し、開かれた学校づくりを推進してまいりました。

本市では、今後も開かれた学校づくりをなお一層推進し、各学校の特色を生かした教育活動の充実を図るために、学校週5日制の趣旨を踏まえつつ、平成25年度から防府市立全小・中学校におきまして土曜授業を試行することといたしました。

具体的には、児童・生徒の過度な負担にならないように、各学期に1回ずつ年間3回、

1回当たり3時間の授業等を行うことを原則として土曜授業を実施いたします。

土曜授業では、保護者や地域への授業公開、また保護者や地域の方を交えた体験活動が行われます。具体的には、平素行っている授業の参観、保護者や地域住民をゲストティーチャーに招いての体験活動、持久走大会、スポーツ大会、音楽会、文化祭などの学校行事、PTA・地域行事と関連させた活動などが考えられます。

実施日は、各学校の実情に応じて決定し、本年度末までに保護者や地域の皆様にお知らせする予定にしております。土曜授業の日は、子どもたちは午前中で下校いたしますが、教職員は終日勤務とし、午後は授業準備や研修の時間として活用することとしております。

なお、土曜授業の試行に伴う振替休日は設けておりません。教職員は、週当たりの勤務の関係で振替休日を取る必要がありますので、夏季の長期休業等を利用して、休業日の振替をとるようにいたします。

試行によって期待される効果としては、土曜授業では学校、家庭、地域の三者が協力し、保護者や地域の皆様の力を積極的に取り入れた学習活動や体験活動が行われますので、児童・生徒が適度な緊張感や意欲を持って活動に臨むことにつながり、学習活動の内容の広がりや質の高まりが期待できます。

また、教職員は土曜日の午後の時間を研修や授業準備の時間に当てることができるとともに、振替休日を設けませんので、行事等による日課変更をする必要がなく、平日の授業を効率的に実施できるため、授業の中身が充実し、結果的に子どもたちの学力の向上につながることも期待できます。

今後、土曜授業の実施回数をさらに増やして、学力向上を目指す考えはないかということですが、防府市教育委員会が実施します土曜授業の目的は、先ほども説明しましたように、学校と家庭、地域が連携協力して、開かれた学校づくりを一層推進するとともに、各学校の特色を生かした教育活動の充実を図り、その結果として学力が向上していくことを期待しております。

来年度は、土曜授業を初めて実施しますので、一律に学期に1回ですが、今後、学校の実情に合わせて、それぞれの学校がその取り組みの方法を考えていくこととなります。

防府市教育委員会といたしましては、この土曜授業の施行によってこれまで以上に開かれた学校づくりが推進され、保護者や地域の皆様の学校理解が進むとともに、家庭、地域からなお一層の協力が得られる体制が整っていくと考えております。

今後も、学校、家庭、地域の三者が互いに信頼し合い、力を合わせることによって、それぞれの立場で地域の子どもの成長を支えていく教育のまちづくりを進めてまいります。

続いて、小・中学校の学力向上についてお答えいたします。

まず、本市の学力の状況について御説明いたします。

文部科学省は、全国の子どもたちの学力・学習状況を把握するために、小学校6年生と中学校3年生を対象に平成19年度から毎年4月、全国学力・学習状況調査を実施しております。

この調査は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を目的としたもので、これまで東日本大震災があった平成23年度以外は毎年実施されており、調査を行う教科については、従来は国語と算数・数学の2教科でしたが、今年度はそれに理科が追加され、3教科になりました。

防府市は、学問の神様、菅原道真公を祭る防府天満宮があり、また、萩の明倫館よりもずっと以前に開かれた右田の時観園や華浦の越氏塾に象徴されるように、昔から教育については先進の地であります。

その歴史を踏まえながら、各学校では、昔から授業をきちんと行ってきておりましたので、この調査が実施される前までは、防府市教育委員会も各学校も、防府市の子どもたちの学力について特に問題はないととらえておりました。

しかし、本市の学力の状況は、平成20年度の全国学力・学習状況調査の結果によると、議員御指摘のとおり小・中学校とも全国平均より低く、特に小学校は国語、算数とも全国平均と比較して著しく劣っており、つけるべき学力が定着していないことがわかりました。

全国学力・学習状況調査は、現在の日本の教育が目指す「生きる力」の要素の一つでございます「確かな学力」の定着状況を見取るもので、その学力が本市の子どもたちにきちんと定着していなかったという事実は、防府市の学校教育の大きな問題であり、大変な危機感を持ったわけでございます。

そこで防府市教育委員会では、これまでの教育方法を振り返るとともに、この20年度の調査結果を細かに分析し、平成21年から24年の4年間、市内の全小・中学校と連携して、本市の子どもたちの学力向上に向けた実効性のある取り組みの強化に全力を注いでまいりました。

その結果、小・中学校ともに着実に学力は向上し、今年度の全国学力・学習状況調査では国語と算数、数学ともに、小学校はほぼ全国平均と同じレベルに達しており、中学校につきましては全国平均を超える水準に達しました。

また、今年度新たに実施された理科については、本市の小学校の学力の状況は山口県内でもトップレベルで、全国的に見ても確実に力がついてきていることがわかりました。

本市が、子どもたちの学力向上のためにどのような取り組みをしてきたのかということ

につきましてでございますが、防府市教育委員会では平成21年度から今年度までの4年間、次の4点について重点的な取り組みを行ってまいりました。

まず1点目は、「危機意識の共有」であります。先ほども申しましたが、調査を実施する前までは誰も本市の学力の状況に危機意識は持っておりませんでした。まずは市内の教職員全員が、防府市の子どもたちにはつけるべき学力がついていないという問題意識を持つことが必要でした。

「このままではいけない」という、公教育に携わる者としての使命感や、また、「今までと同じことをしては求められている学力は身につかない」という危機意識を共有することが重要でありましたので、防府市教育委員会といたしましては全教職員に対しまして公教育の使命、つまり、学力をきちんとつけること、またそのためには授業改善を図る必要があることを、学校訪問や各種研修会等で繰り返し、発信してまいりました。

また、公立学校へ通う子どもたちや保護者の皆様は学校を選ぶことができませんので、学校間に格差をつくらず、市内のどの学校においても、同じように一定の高い水準の教育力が備わっていることが必要なことから、平成23年度に「防府市立小・中学校 10の水準」を策定いたしました。

この「10の水準」には、学力を定着させるための学習指導の水準はもちろん、生徒指導、小・中連携、家庭連携、地域連携、危機管理のそれぞれの水準を示しておりまして、各学校では、この水準をもとに子どもたちに対して確実に力をつけ、その上でその学校の歴史や地域性を生かした特色ある学校づくりを進めております。

2点目は、「教員の授業力を高める」ということです。子どもたちに力をつけるために、各学校では、わかる授業、楽しい授業を目指して、これまでも授業研究を行ってまいりましたが、教員の授業力をさらに高めていく必要があるということで、学校教育課内に学力向上推進室を設置いたしまして、授業力の向上を図ってまいりました。

この学力向上推進室では、「学校力向上スーパーバイザー」という授業力の優れた指導主事が全ての学校の授業を参観し、授業力を高める指導をしてまいりました。この2年間で約300名の教員の授業を参観し、学力向上のためには授業のどこをどう改善するとよいかということを具体的に示すことで、教員の授業改善の支援をしてまいりました。

3点目は、「学習環境を整える」ということです。子どもたちが授業に集中し、学習効果を上げるためには、落ち着いて学習に取り組むことができる環境が必要です。そこで、防府市教育委員会では、学習環境を整える一つの方策といたしまして、配慮を要する子どもたちの個別の支援を行う学校支援員を、平成20年度は市内に18人配置してまいりましたが、毎年増員を行い、平成24年度は40人を配置し、平成25年度は50人を配置す

る予定でございます。学校支援員を増員したことで、学級担任のきめ細かな指導が可能になり、そのことが学級の安定化につながっております。

また、児童・生徒の学級生活の満足度や人とのかかわり方を図り、いじめ等、学級内の問題の早期発見にも役立つハイパーQ Uや、一人ひとりの学習スタイルのわかる知能検査を取り入れ、その分析を行うことによって子どもたち一人ひとりを大切にしたい指導ができる体制づくりも行ってきました。

最後に、4点目は、「学習習慣を変える」ということでございます。全国調査で、本市の小・中学校では家庭での勉強時間について、全国と比べると少ないことがわかりました。また、自分で計画を立て勉強している子どもの割合も、小・中学校ともに全国に比較して低いという状況にありました。

そのため、各学校では、家庭学習の手引きや計画表の見直し等を行い、子どもたちが自主的に時間を決めて家庭学習に取り組むことができるよう、家庭との連携を図りながら学力の向上を推進してまいりました。

家庭学習の充実に向けて、防府市教育委員会としましても、山口県教育委員会が作成いたしました、家庭でも宿題プリントして使える「やまぐち学習支援プログラム」の問題を積極的に活用することや、本に親しむ子どもを育てるため、読書活動を全校体制で実施することも奨励してまいりました。

なお、児童・生徒の読書意欲を高めるとともに、学校図書館の活性化を図るために、市内学校への巡回支援を行う学校図書館司書を平成23年度から配置いたしました。平成23年度は1名の配置でしたが、平成24年度は2名配置し、平成25年度はさらに1名を増員して、3名体制で巡回支援をしてまいります。

以上、長々と御説明してまいりましたが、防府市教育委員会と学校が連携したこれらの4つの取り組みにより、本市の学力は確実に向上してきております。

次に、今後、学力向上に向けてどのような取り組みを行うのかということについてでございますが、先ほどから御説明してきましたこれまでの取り組みは、今後も引き続き行ってまいります。

その上で、本年度新たに「標準学力検査C R T」を実施いたしました。実施する学年は、全国学力・学習状況調査を行う小学校6年生と中学校3年生を除く、市内の小学校3年以上の全ての学年で行います。

現在、小学校6年生と中学校3年生は、全国学力・学習状況調査により全国的なレベルでの学力定着の度合いがわかりますが、他の学年についてはそのような客観的なデータを入手することができませんでした。

本市が実施する「標準学力検査C R T」は、学力がきちんと定着したかどうかを全国レベルでの客観的なデータとして個別に把握できるため、学校、保護者、児童・生徒にとっても大変有意義なものであります。

各学校では、この検査を実施することにより、子どもたちの学力定着状況を綿密に分析することができますし、明らかになった成果及び課題をその後の指導に生かすことができますので、学力の向上につながると確信いたしております。

さらに、これまでは、このC R Tを、学校によっては保護者とその費用を負担して実施している現状がありましたので、このたび市全体でこの検査を導入することにより、保護者の負担の一部を軽減することができます。

また、来年度からは指導と評価の一体化をさらに推進していくため、特別プロジェクトを組んで、小学校の市販テストの見直しを行い、教科によっては本市独自の評価テストも活用する予定です。

防府市教育委員会といたしましては、今後も子どもたちの学力が一層向上するよう、各小・中学校への支援を強化し、「学問のまち防府」にふさわしい学校づくりに努めてまいります。

以上、答弁いたしました。

○議長（行重 延昭君） 12番、藤村議員。

○12番（藤村こずえ君） ありがとうございます。学力向上について、いろいろな取り組みをされていることは大変よくわかりました。ありがとうございました。

土曜授業について一つお伺いしたいんですけれども、1月28日、市長から、土曜授業の試行的導入を発表されました。発表後、市民の皆様、また保護者の方からどのような声が学校、または教育委員会に届いているのでしょうか。また、各学校での取り組みを準備されているとは思いますが、もし、今の段階で準備をしている学校があれば、その具体例などを教えてください。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 1点目は、土曜授業の試行に対しまして、市民や保護者からどのような声が学校や教育委員会に届いているのかという御質問でございますが、各学校や教育委員会には、土曜日に授業があることで規則正しい生活ができる、あるいは、授業参観や行事が土曜日に開催されることで参加しやすい、そうした声をいただいております。

また、P T Aの役員会や学校運営協議会、これは本年度からコミュニティ・スクールをしておりますが、その学校の委員会、学校運営協議会ですが、こうしたところにおきましてもおおむね肯定的な意見をいただいております。

次に、各学校での取り組みの準備ということですが、土曜授業の内容について具体例があれば教えてほしいということで、先ほどの答弁でもお答えいたしました。現在、把握しているものでは、具体的に申しますと、華浦小学校で地域探検と題したウォークラリーを、保護者や地域の皆様が子どもたちを見守り、そして協力して、子どもたちに体験活動をという、そういうふうな取り組みが行われるようなことを聞いております。

また、多くの学校では人権参観日に授業公開を実施したり、その後、人権教育に関する講演会を地域の人、あるいは保護者、そして教職員と一緒に聞くという、そういうふうなことを予定しておるようです。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 12番、藤村議員。

○12番（藤村こずえ君） ありがとうございます。各小学校での特徴を生かした授業になろうかと思っておりますので、こちらのほうも大変楽しみにしております。

それから、小・中学校の学力向上についてお伺いしたいんですけれども、平成20年の全国学力・学習状況調査で、防府市の小学校は国語、算数とも全国平均と比較してとても低かったというふうに説明されましたけれども、とてもというのはどの程度低かったんでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） この、市のいわゆる平均点というのは発表しておりませんが、県のいわゆる平均点というのはこれは発表しております。平成20年度山口県は47都道府県中45位という報道での発表がございました。

私ども資料として持つておるのを見ますと、その中でも防府市は県内でも低い位置にあるというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 12番、藤村議員。

○12番（藤村こずえ君） かなり低かったんであろうかなというのが想像できるんですけれども、平成21年度からの4年間で、本市の子どもたちの学力向上のためにどのような取り組みをされてきましたかという説明をされた中に、教職員に対して各種の研修会を行ったという内容があったんですけれども、授業改善を図るために具体的にどのような研修を行われたんでしょうか。教えてください。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 授業改善を図るためにどのような研修を行ったかという御質問でございます。

授業改善や学力向上、そうしたことを図るために、各学校におきましては常日ごろから校内研修という、そうした研修の場を設けておりますが、この20年度以降、危機意識を共有してということで、この校内研修の回数をまず増やしたり、あるいは互いの授業をしっかりと見合って、教職員個々のいわゆる授業力の向上を高める、そうした取り組みを進めてまいりました。

また、いろんな市内で行われる研修会、あるいは県で行う研修会もございますが、そうした研修会ではいわゆる授業のねらいの明確化、あるいはつけるべき力の確実な定着の時間の確保、さらには授業評価を生かした指導のあり方、そして子どもたちのいわゆる学ぶという、そうした意欲、関心を高めるための教材の工夫、そうしたものを研修の中で取り上げて、先生方にしっかりと研修してもらっております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 12番、藤村議員。

○12番（藤村こずえ君） ありがとうございます。私も、参観日などで、先生たちが大変工夫されてるなというのは感じておりましたので、そのような取り組みがあったかと思えます。ありがとうございます。

そして最後に、もう1点だけなんですけども、本市の子どもたちのこの学力向上に向けて、家庭との連携を図るという説明もあったかと思うんですが、家庭がどのような取り組みをすることを期待されているんでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 家庭、保護者の皆様への私どもの期待でございますが、答弁で申しましたように、まず、いわゆる家庭学習の時間が少ない、もう量的な問題が明らかに少ないという結果が出ております。

これは、平成20年度だけでなく現在もそういう状況にありますので、ただ少しずつは改善してきておりますが、そうしたところで、各学校それぞれ家庭学習の手引き、あるいは学校単独じゃなくて、例えば小学校同士とか、あるいは小・中連携して小学校、中学校のなめらかな接続も含めながら、考えながら、いわゆる学習の時間、家庭学習のあり方、そうしたものを勉強しまして、そして子どもたちに家庭学習を進めるというふうなことをしております。

各家庭におかれましては、お子さん方が十分に、かつ計画的に学習に取り組むような積極的な働きかけを行っていただきたいと思っております。ただむやみやたらに勉強せい勉強せいと、子ども実は教員をやっているながら、皆さんと全く同じで、やっぱり親としては勉強せい勉強せいとしか言えないところもあるわけでございます。

勉強の内容とか、あるいは勉強の方法、やり方、家庭学習の仕方については学校のほうで指導してまいります。しっかりそうした働きかけで、少しでも子どもたちが親の言うことが聞けるように、保護者の皆様には、お子さんが学校でどのような勉強をしているのか、どのような内容をどのような方法でやってるのか、そうしたことを見ていただくことがまた家庭学習のより確かな定着、さらには子どもたちが意欲的に取り組む、そうした方法ではないかと思っております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 12番、藤村議員。

○12番（藤村こずえ君） 私も親として反省するところもたくさんあるんですけども、ここまで成果が上がられたことは、防府市また教育委員会の御努力があったかと思えます。大変感謝いたしております。子どもの学力については、親、保護者も大変重要なことであると考えています。

防府市が県内で初めて実施する土曜授業の試行も、学力の向上と大変関係が深いのではないかと考えています。友だちと、このことについて話す機会も多いのですけれども、私たちが週6日制を体験してきたんですが、復活させてほしいという声を多く聞きます。

土曜授業の先駆けとして、東京都では除外規程などを活用して、2010年度から月2回まで小・中の土曜授業を認めています。2012年度では、小学校の43%、565校、中学校の47%、292校での月1回以上の土曜授業を行っています。全国の小学校の5.7%、校数にしておよそ1,100校、中学校の6.4%、学校数にしておよそ590校が、土曜日を使って公開授業などを実施しています。

月2回行う学校は年に16回となりまして、その内容は、保護者や地域住民に公開の通常の授業、そのほかにも地域の高齢者の方に教えてもらう昔遊び、地元消防団との防災訓練、地元企業などから先生を招いた出前授業、またトップアスリートによる授業、スポーツ大会など、さまざまなことを行っているということです。

土曜日に、こうした地域やさまざまな方との交流で平日とのめり張りもでき、平日の授業に集中することができる、多彩な教育活動により、情操面の発達が促される、教員にも時間のゆとりができ、子どもと触れ合いの時間が増えるなど、多くの利点が上がってきています。

そんな授業がきっかけで、プロのアスリートを目指す子どもがいるかもしれません。技術者の話を聞いて理系の勉強に興味を持ったり、地域の昔の話を聞いて歴史に興味をわく子どもがいるかもしれません。地域ぐるみで連携して活動することも大事であることは間違いのないと思います。

1月28日、市長の会見によりますと、文武両道でいうならば、大きく分けるとまだ武のほうに近いと私は理解しています。しかしながら、いわゆる文、教科教育にも力を注ぐことも必要なのではないのでしょうか。

ゆとり教育による学力低下の反省から、見直しが検討されている学校週5日制、学習指導要領の改定で授業時間数は小学校の6年間で278時間、中学校3年間で105時間、それぞれ増加し、平日の負担が大変大きくなっています。

平日に長時間詰め込む授業よりも、土曜日に分散した教科教育事業を取り入れることにより、平日にゆとりある学びができると思います。特に、勉強に対する意識が芽生え始めている小学校低学年では、長い授業時間は集中力が続きません。そのような観点から、土曜授業に教科教育を取り入れた週6日制の導入というのも必要だと考えています。

ただ、復活しても元の詰め込みに戻るべきではなく、今の子どもに足りない応用力、自分から学ぶ意欲や考える力を身につける教育指導方法にも力を注ぎ、小・中学校の学力向上につなげていくことが大事であろうと考えています。

週6日制を実施するとなると、教職員の数を増やすですとか、力ある教師を養成することも大切だろうと思います。いろんな懸案事項もありまして、課題も多いとは思いますが。そのためには予算が伴うこともあるでしょう。しかし、未来の防府市を、未来の日本をつくる子どもたちに、大人の私たちがしてあげられることは、こんなことぐらいだと思います。まさに先行投資だと思います。

私は、そのためには全面的に支持したいと思っておりますが、最後に3K、環境、観光、教育を大切にしておられる市長さんの御意見をお聞かせいただけたらと思います。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 実は、私、もう十二、三年ぐらい前から市内の小学校の6年生と、それから中学校給食が導入されてからもう数年になりますが、中学2年生と、毎年学校を訪問して子どもたちと話をし、質問も受けてきたわけなんです。

私、確たるものはないんですが、感じとして年々学力が下がってきつつあるなあということが、私、ずしずし感じてまいりまして、平成18年の選挙の折に環境、観光、教育の3つを柱とした防府市の再建をしていかなきゃいけないと、こういう思いで、そのころから実は、土曜日何とかならんのですかというような話を既にいたし始めました。

先ほどの教育長の答弁、私も実は衝撃を受けたんですけども、そこまで落ちていたのかという、本当に愕然と、実はしたわけなんですけども、私がそれとなく自分で感じた、子どもたちの学力が長期低落傾向に間違いなくあると思ったことは間違いではなかったんだなど、逆には思ったりもしたわけでありまして。

そんなことの中で、去年の夏時分から、今まで以上に土曜日何とかしましょうよということで、教育委員会御当局にはかなり熱っぽく話を実はしてまいりました。御当局も、県教委とも相談をされながら進めていこうとしたわけですが、なかなか他市の動きと一緒にというわけにもいかないという状況の中で、本市として意を決せられて今回の決定となったわけでございます。

議員がお話になったように、ただ単に詰め込んで学力をつけていくだけの時間を増やすという、それも大事かもしれませんがそれだけではなくて、私は倫理とか道徳とか、ややもすると失われがちな面をこの生まれてくる時間を十分活用しながら進めていくことが、ひいては学力、勉強する意欲にもつながり、またひいては仕事をしていく意欲にもつながっていく、人間力を高めていくことにつながると、こういうように私は実は解釈をしているところでございます。

最近見た新聞のアンケートでいきますと、78%の方々が土曜日の学校授業の復活ということを歓迎しているというアンケートも、私、最近接したところでございますけども、私に寄せられている市民の声も、よくそこまで考えられましたねという御意見がとても多く、電話や手紙でも寄せられているところでございます。

どうか、これからも、しっかりした本市の子どもたちの教育がなされていきますように、可能な限りのお手伝いをさせていただきたいと思っておりますので、お力添えのほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 12番、藤村議員。

○12番（藤村こずえ君） ありがとうございます。教育というのは、一朝一夕には成果は上がらないと思います。先ほどお答えいただきました以下の例でもそうですけども、すばらしい結果です。

ここ数年間、その理科教育に取り組まれた指導要領を、またほかの教科にも同様に取り組んでいただきたいと切望しておきます。

県内初の土曜授業を取り入れた防府市、教育の重要性、また方向性が問われている今こそ、学校、地域、家庭が一体となって取り組んでいくことの大切さを、私自身も強く感じております。

いま一度申し上げます。教育のまち日本一を掲げて、小・中学校の学力向上に取り組んでいる我が防府市の姿を、ぜひ市民の皆様にも発信していただきたいと思っております。防府市教育委員会に対して、県内の先導的役割を強く要望して、私の教育行政の質問を終わりとさせていただきます。

次に、障害者優先調達推進法についてお伺いします。

ことし、平成25年4月から障害者優先調達推進法がスタートいたします。この法律は、障害者就労支援施設で就労する障害者や、在宅で就労する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が物品やサービスを調達する際、障害者就労支援施設等から、優先的、積極的に導入することを推進するために制定されたものです。

つまり、国や地方公共団体などが率先して、障害者就労施設などからの物品などを調達を推進するよう、必要な措置を講じることを定めたもので、この法律の第9条においては都道府県、市町村及び独立行政法人は毎年度、物品などの調達に対し、当該都道府県、市町村及び地方独立行政法人の当該年度の予算及び物品などの調達に、予算及び事務または事業の予定などを勘案して、障害者就労施設などから物品などの調達の推進を図るための方針を作成しなければならないとなっています。

そこで、3点ほどお伺いします。

この法律が4月1日から施行されるわけなんですけど、本市はどのような取り組みをお考えでしょうか。

2点目は、障害者就労施設などから物品などの調達を推進するための市としての方針を作成しなければならないとなっていますが、どのようにお考えかお伺いいたします。

3つ目は、この法律において、国などは公契約について競争参加資格を定めるに当たって、法的障害者雇用率を満たしている事業者等に配慮するなど、障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努め、また市においても、国に準じて必要な措置を講ずるよう努めるとありますけれども、このことについてはどのようにお考えでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 執行部、答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

本市における障害者就労施設等からの物品等の調達につきましては、障害者支援施設等の受注機会の拡大を図るため、「地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当する団体のうち、障害者支援施設等との随意契約に係る業務の発注基準」というガイドラインを平成22年に入札検査室で設定し、これに基づき障害福祉課では毎年度新年度予算編成後、各課の障害者施設等への発注依頼及び発注予定調査を実施しまして、担当課での契約の増加を図り、障害者施設等への発注を確保してまいりました。

これまでの実績の主なものを申し上げますと、清掃や除草などの役務の提供につきまし

ては、大光寺原霊園は平成3年度から、市内の児童遊園は平成18年度から、市営住宅は平成19年度から、それぞれ発注してまいりました。また、干支の土鈴をつくったり、贈呈用の鉢植えをこしらえたりの物品の購入及びリーフレットや封筒等の印刷なども発注いたしているところでございます。

発注額は、平成22年度で約586万円、平成23年度で約558万円となっております。平成24年度は約628万円を見込んでいるところでございます。

議員御指摘の障害者優先調達推進法は、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項を定め、需要の増進を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者などの自立の促進に資することを目的としておりますので、法施行後は、法を遵守し、受注機会の増大を図れるよう各課で積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

そこで御質問の、市で策定する調達方針につきましては、法第9条には、市内の障害者就労支援施設における就労等の実態に応じて供給される物品等及びその調達の目標について定め、その方針を公表し、方針に基づき物品等の調達を行うこと、さらに毎事業年度終了後、調達実績の概要を公表することと規定されております。

現在、国は、4月の早い段階で基本方針を策定されようとしておりますが、地方公共団体には国から具体的な指針について示されておられません。しかし、本市といたしましては、調達方針の策定に関して情報を収集しながら準備を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

また現在、防府市地域自立支援協議会の就労部会では、受注の拡大や福祉的就労の底上げなどを図るため、市内の障害者就労施設による「共同受発注センター」を立ち上げ、官公庁や企業からの受注を拡大しようとしているところでございます。

本市といたしましても、障害者就労施設等からの物品等の調達を促進するため、「共同受発注センター」への発注業種の拡大及び発注量の増大に取り組むとともに、同センターの運営につきましても、積極的に支援してまいりたいと考えております。

最後に、公契約における障害者の就業を促進するための措置等についての御質問でしたが、本市では現在、防府市物品調達にかかる入札・見積参加資格申請書に、清掃業務を希望する事業所で障害者の法定雇用率を達成している事業所、あるいは障害者の雇用に貢献している事業所につきましては、入札参加資格審査基準に反映することとしております。

入札参加資格を定めるに当たって、法定雇用率を満たしていることなど、障害者の就業を促進するための措置につきましては、今後、山口県や県内他市の動向にも注意しつつ、調査・研究してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 12番、藤村議員。

○12番（藤村こずえ君） わかりました。障害者の自立を支援する法律、バリアフリー、障害者の方が地域で普通の生活を営むことを当然とする福祉の基本的な考え、また、それに基づく運動や施策の構築、いわゆるノーマライゼーションという考え方は、障害者が健常者と同じように暮らせる社会を目指していますし、またその究極の目的が障害者の自立であることは間違いありません。行政や地域の人たちが一体となって支えることは当然だと思います。

各施設の入所者の方には、障害の程度により作業に対する濃淡はあると思いますが、障害者就労施設などの現場では、この法律が施行されるに当たって、就労の機会が増えて、より自立した生活へ近づけるのではないかとという大きな期待も持たれています。

各施設におきましては、民間からお仕事をいただく際には自助努力も必要かと思いますが、しかし公の仕事につきましては、公正、公平の立場でしっかりと見守っていただきまして、福祉宣言都市の看板に恥じないよう相談に乗っていただきたいと要望しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（行重 延昭君） 以上で、12番、藤村議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、1番、高砂議員。

〔1番 高砂 朋子君 登壇〕

○1番（高砂 朋子君） 公明党の高砂でございます。今回は、健康を守り、命を守る施策ということで、2項目、質問をさせていただきます。どうかよろしく願いをいたします。

第1項目めでございます。学校給食のアレルギー対策についてお尋ねをいたします。

昨年12月、東京都調布市の小学校で給食を食べた5年生の女子児童が、食物アレルギーに伴う急性症状、アナフィラキシーショックの疑いで亡くなりました。この児童は、乳製品にアレルギーがあり、おかわりの際に教諭が誤って配った粉チーズ入りのチヂミを食べたことが原因と見られております。

この問題を受け、給食のアレルギー対策が改めて問われており、文部科学省は新年度より取り組み強化のために、学校給食のアレルギー対応検討会議を立ち上げ、全国の学校でアレルギー対応がされてきたか実態調査を行い、対策をまとめるとしております。

私は、平成20年6月に、アレルギー疾患に悩む子どもたちの心身の健康を守り、安心・安全を確保するための対策について質問をいたしました。

食物などが原因となり、じんま疹、腹痛、嘔吐、呼吸困難などの症状が複数同時に、かつ急激に出る症状をアナフィラキシーと呼び、特に血圧低下や虚脱、顔面蒼白、全身発汗など、直ちに対応しないと命にかかわる状態になると、アナフィラキシーショックと呼ぶということを紹介いたしました。

当時、これらの言葉も余り知られておりませんでした。私自身も、このときの質問をとおして初めて知った言葉であり、食物アレルギーを持つ子どもたちが口に入れてはいけない食物をとることで、急激なショック症状を起こしたり、命にも及ぶことが起きるということを衝撃を持って知りました。

今回、大きく報道された児童の死は心痛むばかりであり、山口県内の小学校でも昨年度以降、給食後に体調不良を訴えて救急搬送されたなどの事例が山口市と萩市で4件起きていたということで、我が防府市においてもこうした事故を起こさないために、改めて重層な対策をお願いしなければと思っている次第でございます。

給食の目的は、児童・生徒が必要な栄養をとることに加え、食の大切さや食事の楽しさを学ぶことにあります。このことは、食物アレルギーを持つ児童・生徒にとっても同様であり、その視点に立ってのアレルギー対応給食は、児童・生徒それぞれの症状において最新の注意を払っての対応が必要になってきます。

そこでお尋ねをいたします。1点目、食物アレルギーのある児童・生徒への対応の現状について、以下3点お聞かせください。

一つは、現在の食物アレルギー対応食の実施校数、対象の児童・生徒数をお尋ねをいたします。

2つ目でございますが、学校給食センターその他の自校式、親子方式、それぞれの学校での対応はどのようにされているかお尋ねをいたします。

それから3つ目でございますが、近年、給食後にアレルギーによって体調が悪くなったなどの事例が市内においてあるかどうか、あった場合、どのように対応されたかをお尋ねをいたします。

それから2点目でございますが、今後の取り組みについて、以下3点、お聞かせをください。

一つでございますが、新年度より全ての児童・生徒が安心・安全な給食がとれるように、改めて全校で食物アレルギー調査の実施をするべきではないでしょうか。

2つ目でございます。食物アレルギーに対応していくために、保護者、学校、医療機関の連携のもと、基準となる情報が大切になってまいります。食物アレルギー調査の際に、学校生活管理指導表の提出ということが必要になってまいります。どのようにされてい

るか、またそのときに必要な診断書費用等の軽減策についてのお考えをお聞かせください。

山口市では、医師会との協議により、アレルギーごとに一律1,500円の保護者負担になっているそうでございます。防府市においても、このような軽減策をぜひともお願いしたいと思いますが、この点はいかがでしょうか。

3つ目でございますが、保護者との連携についてです。保護者から詳細に情報を得ることや、例えばこれまでに経験した食物アレルギーの経過や、家庭における除去の程度などが当たりますが、また加工食品の原材料を表示した献立などの情報提供も大変重要になってきます。この点はどのように対応されていますでしょうか。

また、給食後の体調不良の際はどのように連携をとっておられるのか。

以上の点をお聞かせいただければと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（行重 延昭君） 1番、高砂議員の質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） 学校給食のアレルギー対策についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、防府市教育委員会といたしましても、食物アレルギーの対応の重要性については十分認識しているところでございます。

まず最初に、食物アレルギー対応食の実施校及び対象児童・生徒数のお尋ねでございますが、今年度12月現在で小学校16校で151人、中学校10校で92人、合わせて26校243人の対象児童・生徒がおります。

こうした食物アレルギーのある児童・生徒への対応につきましては、給食センターをはじめ本市の学校給食調理場では、基本的にアレルギーの原因となる食材を除去した給食をつくり、提供することとしております。また、保護者の意向により、弁当を持参する児童が現在2名おります。

いずれにしましても、個別に保護者と協議を行った上で、その子に合った対応をしているところでございます。

次に、給食後にアレルギーによって体調が悪くなったなどのいわゆる事例についての御質問でございますが、この2年間で平成23年度はゼロでございました。平成24年度は2件の事例がございました。

このうち1件につきましては、パン業者の注文したサンドイッチを卵アレルギーがある児童が食べた後に、首にうっすらとじんま疹が出たというものです。もう1件については、これまでアレルギーとして申請がなかった貝柱を食べた生徒の顔や手足にじんま疹が出たもので、いずれも直ちに保護者に連絡し、医療機関において受診していただいております。

この2件については、大事には至らなかったとの報告を受けておりますが、防府市教育委員会といたしましては、今後、アレルギー対応についてさらに細心の注意を払うよう、各小・中学校への指導を強化したところでございます。

次に、今後の取り組みについての御質問にお答えいたします。

まず、新年度に向けて、改めて全校で食物アレルギー調査を実施するべきではないかとのことでございますが、本市では毎年、全小・中学校におきまして、入学時に全員の保護者を対象に食物アレルギーに関する調査を行い、児童・生徒一人ひとりの正確な情報を把握するとともに、個別の対応を実施しております。

入学後も同様な調査や、毎年保護者に提出を求めている保健調査票で、食物アレルギーに関する情報を把握しております。さらに、年度途中におきましても、アレルギー対応の確認事項に変更が生じた場合や、新たにアレルギー対応が必要になった場合には、給食日より等を活用し、学校へ申し出るよう呼びかけております。

また、教育委員会では、毎年、市内の学校給食調理施設の食物アレルギー対応の状況調査を実施し、食物アレルギーのある児童・生徒への個別の対応について、その実態を把握しております。

2つ目の、食物アレルギー調査に必要な診断書費用等の軽減策についての御質問でございますが、これまで本市は、食物アレルギー対応の申請時に診断書の提出を求めておりますが、議員御指摘のとおり、現在、保護者が負担されている診断書の経費については、市内の病院それぞれで設定され、金額が統一されておられません。まずは金額の統一をお願いするとともに、費用の軽減が図れるよう防府医師会に相談し、協議してまいりたいと考えております。

また、診断書の様式につきましても、学校生活管理指導表に統一する方向で協議を行ってまいります。

最後の御質問でございます。保護者との連携についてでございますが、食物アレルギーのある児童・生徒の保護者からは、アレルギーの原因となる食材や家庭での対応などについて詳細に聞き取り調査を行うなど、学校給食の対応方法を確認しております。

また、毎月全家庭に配付しております献立表とは別に、該当児童・生徒の保護者にはアレルギーの原因となる食材がわかる詳細な献立表をお渡ししております。献立によって、アレルギーの原因となる食材を除去した給食、かわりの食材を使った給食など、アレルギー対応の方法が違う場合がございますので、使用する食材について事前に保護者へお知らせし、個別の対応について確認するなど、連携を密にしているところでございます。

次に、児童・生徒が体調不良を訴えた場合の対応ですが、各学校ではその症状に応じて

適切な対応ができるようにしております。

具体的に申し上げますと、校長の指示のもと学級担任や養護教諭が直ちに保護者へ連絡するとともに、主治医、校医の指示を仰ぎつつ、緊急搬送のための救急車を手配できる体制が各学校で整備されております。

その他、気になることが少しでもあれば保護者に確実にその旨を伝えるなど、連携を密にしております。

防府市教育委員会といたしましては、今後も食物アレルギーの児童・生徒が健康被害を心配することなく、成長に合わせて、十分な栄養を摂取し、楽しく給食を食べることができるよう、適切な対応を進めてまいります。

以上、答弁させていただきました。

○議長（行重 延昭君） 1番、高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） 御答弁ありがとうございました。

食物アレルギーの調査については、毎年行っているということでございます。また、途中においても、保護者との連携のもとで情報を共有しているという御答弁だったかと思えます。どうか新年度に当たりまして、御丁寧な調査をよろしく願いをいたします。

それから、診断書費用のことについてでございますけれども、診断書は学校管理指導表に統一をしてということございました。また、診断書の費用に関しては医師会との協議をしていくということでございます。ぜひとも山口市のような形で軽減策がとられるよう、よろしく願いをいたします。

それでは、少し詳しく再質問をさせていただきます。

アレルギー対応食と通常の給食との区別をするために、また間違えないために、どのような工夫、そして取り組みがされているか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） アレルギー対応食を区別するための工夫、どのようなものということだったかと思いますが、小学校では各学校に給食調理場がございますが、小学校では、でき上がったアレルギー対応食を、栄養教諭や栄養士、調理員等が複数の目で確認した後、個人別にラップをかけまして、その上にクラス、児童名がはっきりとわかるようにメモを貼るなどして他の児童の給食と区別し、配膳台に乗せております。

また、中学校ではセンターから運ばれますが、でき上がったアレルギー対応食を栄養教諭と調理員がやはり複数の目で確認した後に、個人別にランチジャーに入れ、配送する中学校名、クラス、そして生徒名、そして献立名、除去した食材を明記したメモを貼りまして、他の生徒とははっきり区別ができるよう配慮しております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 1 番、高砂議員。

○1 番（高砂 朋子君） 給食センター、また各小学校においての対応を詳しく述べていただきました。やはり複数の目で確認をしていくということは、大変重要なことだろうと思います。今後ともよろしく願いをいたします。やはり間違えないということが一番大事になってまいります。どうかよろしく願いをいたします。

それから、次でございますが、食物アレルギー対応の児童・生徒数を先ほど教えていただきました。小学校、中学校、それぞれお子さんがいらっしゃるわけなんですけれども、この春の、例えば食物アレルギーを持った子どもさんが、小学校から中学校へ上がることがあるかと思えます。小・中の連携はどのようにされているか、お尋ねをいたします。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 食物アレルギーを持つ児童が中学校へ入学する際の、小・中間の連携についての御質問ですが、小学校には食物アレルギーのある児童の状況を把握した保健調査票というものがございまして、それを中学校へ入学する際には中学校へ確実に引き継いでおります。

また、特に配慮が必要な児童については、中学校へ入学する児童の情報交換を行います。ちょうど今ごろですが、小・中連絡会というのを持っておりまして、このときにいろんな配慮を要する子ども、特にこうした食物アレルギーのある児童のことについては、確実にその情報を交換できるよう配慮しているところです。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 1 番、高砂議員。

○1 番（高砂 朋子君） 保健調査票による引き継ぎ、情報交換ができる体制ができているということでございます。どうかよろしく願いをいたします。

次でございますが、前回の質問で養護教諭の方は研修会があるとお聞きいたしました。今回の調布市の事故では、改めてクラス担任の先生方の対応が重要であることがわかったわけでございますが、担任の先生方のアレルギー疾患への知識を深めるための研修会がぜひ必要なのではないかと思っております。そこで、実施に向けてまたお取り組みはいかがでしょうかということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 栄養士、栄養教諭、あるいは養護教諭だけでなく、クラス担任、さらにはその他の教職員へのいわゆるアレルギー疾患に対する研修をとということです。

が、現在の状況を申します。

主な研修会といたしましては、昨年度8月に国と県が主催する研修会が行われました。これに市内から8名の者が参加いたしております。また、本市におきましては、昨年度10月に学校保健研修会を実施いたしまして、学校行事等で参加できない学校を除いた小・中学校から、管理職を含め33名の者が参加しております。

この研修会では、防府医師会と連携いたしまして、食物アレルギーの理解とアレルギーの症状が出たときの緊急時の対応や、いわゆる注射液、エピペンの使用について、専門医から講演をいただいております。

来年度以降も食物アレルギーの研修会を予定しておりまして、各学校に対してこの研修会への積極的な参加を促していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 1番、高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） 先生方の意識が変わることで、アレルギーを持たない子どもたちの意識も変わっていくと思います。今後ともこの研修の充実をどうかよろしく願いをいたします。

それでは次ですが、アナフィラキシーショックへの対応についてお聞きをいたします。

仮に急性の症状が起きた場合、救急車を呼んだとしても症状を緩和できる自己注射液、先ほど教育長もちょっと紹介をされましたエピペンでございますが、このエピペンを30分以内に打てるかどうかで生死が分かれる場合もあるということで、救急車を待つ間に本人にかわって教師が打つこともできるようになっております。

調布市の事例では、学校側の打つタイミングがおくれたことが指摘をされております。エピペンの使用がためられないように、教職員向けの使用講習会を開催することも必要になってくるわけでございます。

先ほどの御答弁では、医師のもとで講習会があったということでございます。市内に、このエピペン所持の児童・生徒がいるかどうかということをお教えいただけますでしょうか。また、このエピペン所持の児童・生徒がいる学校におかれては、具体的にエピペンの講習をちゃんと済まされているかどうか、この点をお聞きいたします。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） エピペンを保持している児童・生徒がいるかどうかとの御質問にまずお答えいたします。

エピペンというのは、議員、先ほど質問の中で出てまいりましたアナフィラキシー発症時にアドレナリンを注射の形で投与できるようにしたアドレナリンの自己注射液であり、

緊急補助治療に使用される医薬品でございます。もう御存じと思います。

このいわゆるエピペンを保持している、いわゆる現在、保護者から学校へ申請をしている児童は、市内に1名おります。その児童がいる学校で、研修会とか講習会、さらにはそうしたものがあのかどうかとの御質問でございますが、エピペンの保持を申請している学校では、主治医の指導を受け、緊急時における対応マニュアルを作成いたしまして、その対応マニュアルにのっとり対応ができるよう、全教職員がエピペンの使用の訓練を行っております。

さらに、保護者の同意を得まして、消防署にこのエピペン保持状況についての情報を提供いたしております、緊急時に適切な対応ができるようにしております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 1番、高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） やはり、エピペンの講習をその子どもさんがいらっしゃる学校で、皆さんが情報共有しながら講習を受けていらっしゃることの重要性というのは大変大きいことだと思います。

また、消防との連携もされていくということでございますので、どうかよろしく願いをいたします。

そこで、消防長のほうにもお聞きをしたいと思います。学校で、食物アレルギーによる緊急事態が発生したときの対応を詳しく教えていただけますでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 消防長。

○消防長（永田 眞君） 御質問にお答えいたします。

まず最初に、119番受報時の対応についてでございますが、アレルギーによるアナフィラキシーショックが疑われる場合には、気道確保などの応急処置につきまして、口頭指導を行っているところでございます。

また、自己注射可能なアドレナリン製剤、通称エピペンでございますが、これが処方されております児童・生徒が呼吸困難等の症状を発症した旨の通報が学校からございました場合には、通報内容から判断いたしまして薬剤投与が必要な場合には、現場の教職員に、エピペンの使用手順等について口頭指導を行うことといたしております。

次に、救急隊の応急処置についてでございますが、現場で救急救命士が観察をし、児童・生徒がアナフィラキシーショックで生命が危険な状態であると判断した場合には、地域メディカルコントロール協議会で規定されております手順に基づきまして、本人に処方されておりますエピペンを投与し、その後、直接、医師に連絡をいたしまして、指示を受けながら病院へ搬送いたします。

今後も学校との連携を密にし、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 1 番、高砂議員。

○1 番（高砂 朋子君） 御説明ありがとうございました。今、御案内のとおり、保護者、そして学校、消防、そして医療機関との連携が大変重要になってくる案件でございます。今後とも連携を密にさせていただきまして、どうかよろしく願いをいたします。

通告は、学校給食のアレルギー対策についてということでしたしておりますけれども、関連ということで、教育委員会へもう 1 点確認をさせていただきたいと思います。

食物アレルギーの子どもたちの中には、学校生活の中で給食以外でも配慮が必要になる子どももいると思います。例えば、図工の授業で小麦粉の粘土や牛乳パックや卵パックを使った工作をするとき、また宿泊を伴う学習でソバガラ枕があったときなどが上げられると思います。その点の対応についてはいかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 給食以外にも、やはり、議員、今、御指摘されました図工等での小麦粉の粘土、さらには宿泊を伴うそうした体験活動でのソバガラ入りの枕等のそうしたものに對するいわゆるアレルギーの対応、アレルギーがある子どもへの対応につきましては、やはりそうした取り組みをする前にはそうした、先ほど申しました、いわゆる学校で保持しております保健調査票、そうしたものをもとに、やはり事前に保護者へ確認しながら慎重に対応してきておると思いますし、これからもさらに一層慎重を期して、子どもたちの学校での、いわゆる安全な教育活動をきちっと確保してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 1 番、高砂議員。

○1 番（高砂 朋子君） どうかよろしく願いをいたします。

2 月 2 3 日、大阪で開催されました、環境再生保全機構主催のアレルギーを持つ児童・生徒のためのフォーラムに参加をいたしました。児童・生徒のアレルギー疾患の現状と学校における対策について、文部科学省学校保健対策専門官は、10 年前よりアレルギーを持つ子どもは 1.6 倍に増えていることを紹介され、今回の調布市の事故の教訓を生かし、今後の検討をしっかりと行いたい。また、平成 20 年に各学校に配布されている「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」をいま一度現場で確認をさせていただきたいというようなことを言われました。そして、個々の児童・生徒の情報を学校全体で共有し、緊急時に備えることの重要性を訴えられました。

また、愛知小児保健医療総合センターの内科部長の講演では、食物アレルギーの誘発症状で一番多いのが皮膚症状、次がせきで、給食後の様子に学校としては注意を払うことの重要性や、また学校、家庭、医療機関の綿密な連携の重要性を話されました。

また、正しい判断に基づいた必要最小限の除去が必要であり、安全に食べられる量を見つけること、除去、解除ができる時期を積極的に見つけることの重要性を話されました。

この医師の指導のもと、エピペンの使用方法についての講習もありました。手渡されたのは練習用のエピペンで、私も初めて手にし、恐る恐る安全キャップを外し、力を入れて押しつける練習を実際にしたわけでございます。医師は、本当に必要なときは誰でも慌てる。だからこそ、親子はもちろん学校の先生方も必ず練習しておいてほしいと強調されました。

先ほどからエピペンの講習が対象校であったというふうにお聞きをいたしましたけれども、やはり実際にそういったトレーナーで、持って、やってみるということが、本当は大事なのではないかと思えます。

私も、ホームページ等で写真等を見ておりましたけれども、実際に手に取ってみて安全キャップを外して押してみる、そういったことを体験することとしないことでは大きな差があるのではないかと、このときに思った次第でございます。

会場には、親子連れの参加者も多く、別府大学食物栄養学部準教授の講演の際は、アレルギーのある子どもたち自身に食べられる食品、食べられない食品を実際に手渡しをしながら、食品表示の正しい見方、注意点を親子で学ぶ機会が持たれました。

最近では企業の協力もあり、アレルギーのある子どもたちがほかの子どもたちと同じように食事ができるように、原材料の工夫がされてきているとの御紹介でございました。

例えば、小麦粉のかわりになる粉や、卵を使わないマヨネーズなどの紹介でございます。学校での対応については、アレルギー疾患用の学校生活管理指導表の提出に基づいて、丁寧に対応していくことの重要性を訴えられたわけでございます。少し長くなりましたが、フォーラムの様子を紹介させていただきました。大変貴重なフォーラムだったと思えます。

食物アレルギーに加え、アトピーやぜんそくの子どもの数は近年著しい増加傾向にございます。防府市でも同じでございます。こういったフォーラムが、防府市においても開催されることを希望されている御家庭は多いのではないのでしょうか。ぜひとも御検討いただければと思います。

今後、まだまだ増えていく食物アレルギーに対して、その対応の充実と多くの皆様の理解が深まるように願ひまして、この質問を終わります。

それでは、2項目めでございます。医療体制の充実についてお尋ねをいたします。

1点目でございます。休日、夜間の救急医療体制の現状と啓発についてお尋ねをいたします。

「防府まちづくりプラン2020」には、「医療・保健サービスの充実」として、「救急医療の体制を強化するため、休日診療所の診察科目や夜間の診療体制の充実に努める」と記されております。市民の皆様が、健康で安心してお暮らしいただくための方策の一つとして、休日・夜間の診療体制の提供が大切であり、その周知も重要であると思っております。

そこで、防府市が開設している一次救急対応の休日診療所と、5つの医療機関で実施されている二次救急輪番病院の近年の利用状況をお尋ねするとともに、その啓発はどのようにされているかお聞かせをください。

改めてここで説明をさせていただきますと、一次救急とは比較的軽いと思われる症状の対応を指します。二次救急は比較的に重傷で、入院治療や手術を要すると思われる症状の対応を指すわけでございます。そして、三次救急でございますが、命にかかわる重篤な急患への対応を指し、対応機関は市内では県立総合医療センターとなります。

2点目でございます。「#8000」の周知等、小児救急医療相談の充実についてお尋ねいたします。

夜間、子どもが急な病気やけがをした際に、専門の小児科医や看護師が症状に応じた適切な助言を行う電話相談、通称「#8000」、これは、公明党がマニフェストに掲げ、実現した救急医療相談事業でございます。

全国各都道府県で実施、同一の番号をプッシュすることにより、住んでいる都道府県に自動転送される仕組みとなっております。対象は15歳未満の子どもたちで、365日、山口県では午後7時から午後11時まで、救急にかかる前にまず電話相談ができる安心の窓口でございます。47都道府県のうち、23県は翌朝まで対応してくれる体制が整えられており、山口県においても、今後の拡充が望まれます。

現在、防府市では、子どもが夜間に急病になった場合は、三次救急である県立総合医療センターに受診されている場合が多いかと思っております。核家族化の進行に伴い、身近なところに相談できる人がいないために、いきなり県立総合医療センターに電話をしたり、連れて行ったりということになります。そうせざるを得ない保護者の気持ちは、私自身も経験がありますので理解できます。

こういった状況から、「#8000」の利用を高めることは、保護者の不安解消につながると思われれます。市としては、この「#8000」の啓発をどのようにされているかお聞かせください。

3点目でございます。かかりつけ医の定着についてお尋ねをいたします。

子どもたちや高齢者はもとより、それ以外の方もいざというときにかかりつけ医を持つことは大変重要と思われます。三重県桑名市のホームページには、かかりつけ医を持ちましょうという啓発のページがございました。

メリットとして、待ち時間が比較的短く、受診の手續も簡単で、じっくり診察をしてくれる。入院や検査が必要な場合、適切な病院、診療科を指示、紹介をしてもらえる。食事等日常の健康管理のアドバイスをしてもらえる等の紹介があり、病院へはかかりつけ医の紹介状を持って受診をしましょうと啓発をしておられました。

また、介護サービスの利用開始にもかかりつけ医が必要なことも丁寧に説明をされておりました。大変有効な取り組みだと思ったわけでございます。そこで、防府市の取り組みはどのようにされているのか、お聞かせいただければと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（行重 延昭君） 執行部の答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、休日・夜間の救急医療体制の現状と啓発についてのお尋ねでございましたが、防府市が実施しております、外来で対処可能な軽症患者に対応する一次救急医療の現状でございますが、市では防府市休日診療所におきまして、日曜、祭日、盆、年末年始の昼間に、内科、小児科、歯科につきましての診療を開設しておりまして、外科につきましては医師会等をお願いをし、市内の外科系医療機関による当番制で診療を実施していただいているところでございます。

平成23年度の利用状況でございますが、年間延べ71日開設いたしまして、そのうち休日診療所では内科1,116人、小児科1,638人、歯科178人、合計2,932人でございます。また、在宅当番医制で実施する外科につきましては、合計で995人となっております。平成23年度の状況でございます。

次に、入院治療や手術を必要とする重症患者に対応する二次救急医療の状況でございますが、市内5病院に輪番をお願いし、365日の夜間と休日の昼間に開設されております。平成23年度の利用状況は、5病院の合計で3,029人となっております。

なお、一次救急、二次救急とも、利用者数は、ここ数年、ほぼ横ばいで推移しております。

休日診療所や当番病院の開設日、診療時間などの市民への啓発につきましては、毎月、市広報、ホームページで周知するとともに、各新聞社へも情報提供を行い、掲載をお願いしているところでございます。

次に、「#8000」の周知等、小児救急医療相談の充実についてのお尋ねでしたが、議員御指摘のとおり、現在、市民の方の多くは、夜間に子どもさんが急病になられたとき、主に、県立総合医療センターを受診されている状況でございます。

県が、毎日夜7時から11時まで開設しておられます「小児救急医療電話相談#8000」の利用を高めることは、親の不安解消につながるるとともに、適切な受診へと導く効果もあることと存じます。

市といたしましては、子どもの夜間の急病に対応する「#8000」の利用促進は大変有効と存じますことから、市のホームページに掲載するとともに、母子保健推進員さんが各家庭を訪問される際に、携帯に便利な「小児救急医療電話相談カード」や「#8000」を掲載している「防府市子育て情報マップ」を配布いたしまして、保護者の方への啓発を行っているところでございます。

続きまして、かかりつけ医の定着についてのお尋ねでしたが、近年、かかりつけ医を持つことの有効性が大きく取り上げられております。

かかりつけ医は、気軽に相談できること、いつも同じ医師が診察し、経過観察ができること、また必要に応じて専門の医療機関を紹介していただけるなど、かかりつけ医の存在は、御指摘のとおり、市民の方の精神的な支えとして、大きな役割を担っておられるところでございます。

市といたしましても、かかりつけ医の有効性は十分認識しておりますので、乳幼児に対しましては、簡単なリーフレットを作成し、乳幼児相談や家庭訪問等を通じ、啓発に努めております。

また、健康問題への不安を抱えておられる多くの高齢者の方々に対しましても、健康相談、健康教室などを通じまして、かかりつけ医を持つことの必要性を随時啓発しているところでございます。

今後とも、引き続き医師会等関係機関と連携を図りながら、市広報、ホームページなどを利用し、効果的な啓発に努めてまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 1番、高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） ありがとうございます。平成23年度の利用状況等教えてくださいました。

休日診療所の開設は、内科、小児科は、午前8時半から11時半まで、午後は1時から4時半までという体制でございます。歯科は午前中のみになっておるわけでございますけれども、その中で小児科が1,638人と御紹介がございました。利用者の半分以上が子

どもたちで占めている状況でございます。開設されていることの必要性が改めてわかるわけでございます。

在宅当番医制で実施されている外科におきましても995人、1,000人近い方々が受診されております。二次救急の対応ということでは、5病院で3,029人ということでした。改めて、御協力いただいております医師会の皆様に心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

それでは再質問をさせていただきます。先ほど御紹介をいたしました桑名市は、平成23年より医療提供者と市民双方で小児医療を考え、また守っていく、また支えていくということで病院の再編統合や一次救急と二次救急の役割を市民の皆様に周知され、かかりつけ医を持つことの啓発などに地道に取り組まれたことがホームページ上に紹介されておりました。

私たちにとって、なくてはならない大切な医療機関でございます。防府市においても、一次救急、二次救急、そして三次救急の役割を市民の皆様にも理解をしていただき、その上でもかかりつけ医を持つことや、各医療機関の受診のあり方等を丁寧に啓発をしていくことは、今後、必要になってくるのではないかと考えます。この点についてのお考えをお聞かせください。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部理事。

○健康福祉部理事（江山 浩子君） 御質問にお答えいたします。

一次、二次、三次救急医療の役割を市民の皆様に周知していくべきではないかというような御意見でございますけれども、現在、救急を受診される患者さんの中には、先ほど申し上げました一次救急医療で対応可能な、比較的軽症な患者さんもおられるというふうに伺っております。

議員さん御指摘のとおり、一次、二次、三次救急医療機関の役割や、適切な受診方法を市民の皆様にお伝えすることは大変重要なことであると認識しております。

先ほど御提案いただきましたかかりつけ医、あるいは「#8000」の状況を広めるということも適切な受診につながるというふうに考えておりますので、今後、医師会等関係機関とも協議をしながら、市民の皆様に関心を持っていただけるような啓発方法をまた実施してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 1番、高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） どうかよろしく願いをいたします。時間のかかる啓発ではあるかと思いますが、丁寧な啓発をよろしく願いをしたいと思います。

次でございますが、子どもたちが耳鼻科や歯科などに夜間救急で受診する場合は、どのようにしたらよろしいのでしょうか。大人であれば、歯や耳の痛みはある程度我慢もできますけれども、小さい子どもたちはそうもいかないのが現状ではないかと思えます。この点についてお聞かせをください。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部理事。

○健康福祉部理事（江山 浩子君） お答えいたします。

子どもさんが夜間に急病になられたときには、先ほど市長が答弁しましたとおり、主に県立総合医療センターに受診されているという場合が多いと思われます。県立総合医療センターでは、夜間に常時、耳鼻科や歯科のお医者さんはおられませんけれども、必要時には当直医などから随時連絡を取られる体制がとられているというふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 1番、高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） ありがとうございます。今回、この問題を取り上げましたのは、休日・夜間に子どもたちの体調が悪くなったときに、安心して診てもらえる体制を整備してほしいとの声をいただいたことからでございます。

現在、防府市は、小児救急診療は先ほどから御答弁がありましたように、県立総合医療センターで行われております。本来、県立総合医療センターは、命にかかわる重篤な急患を診療するために設置をされている三次救急の医療機関でございます。

県内の他市を調べてみますと、岩国市、柳井市、周南市、山口市、宇部市、山陽小野田市、下関市、以上7市が、休日夜間応急診療所や休日夜間子ども救急センターというような形で、休日・夜間の軽症患者の対応をしておられるわけでございます。

今後、防府市においても、子どもたちのためにこういった整備も必要かと思いますが、この点についてのお考えをお聞かせください。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部理事。

○健康福祉部理事（江山 浩子君） お答えいたします。

夜間の小児救急についての体制整備ということについてのお尋ねでございますけれども、このことにつきましては、重要な事案であるということは認識しております。これにつきましては、市だけではなかなか対応が困難な状況でございますので、現在、小児にかかわらず一次救急のあり方につきましては、医師会と関係機関と常に協議をしているところでございます。

引き続き、協議を重ねながら対策については取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りますようによろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 1 番、高砂議員。

○1 番（高砂 朋子君） この問題は、本当に大変重要なことであろうかと思えます。関係機関の皆様との御協議の上、ぜひ夜間・休日の救急センター等の設置をよろしく願いをいたします。

次の質問でございますが、市のホームページを見ますと輪番病院の啓発のページに、夜間・休日の救急医療体制が載っております。輪番医について、消防テレホンサービス、21-0119で24時間利用できるという記述がございました。

そこで、ちょっと消防長にお聞きをいたしますけれども、どのような体制になっているのか、詳しく教えていただけますでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 消防長。

○消防長（永田 眞君） お答え申し上げます。

消防テレホンサービスは、火災等の情報に加えまして、今、議員御指摘のございました二次病院の、これは5つの病院が輪番で当番を受け持っておるわけでございますが、その日その日の当番の病院の御案内と。また休日には、先ほど来、質疑の中にごございました休日在宅医の情報等もあわせて御案内を申し上げます。

メッセージテープで毎日更新をいたしておりまして、24時間いつでも利用可能でございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 1 番、高砂議員。

○1 番（高砂 朋子君） ありがとうございます。私も、このホームページを丁寧に見て、初めてこの21-0119で御紹介がされてるということを知ったわけでございます。案外御存じでない方も多いのではないかと感じております。

こういったことに遭遇するときというのは、大変慌ててもおります。そういったところで、輪番医がどこなのかということはこの番号によって知ることができるということの有効性というのは、大変大きいのではないかと思いますので、啓発のほうもぜひよろしくお願いいたします。

最後でございます。私も3人の子育ての時期に経験したことが何度もありますけれども、子どもはなぜか夜間に急病になることが多く、親としてはどうしてよいかわからず、不安になるものでございます。

私の子育ての時期には「#8000」もございませんでした。先ほど御紹介いたしました桑名市のホームページの健康医療のコーナーには、子どもの救急対応ハンドブックがダ

ウンロードできるようになっておりました。いざというときの親切な対応だと思えます。日ごろから備えておくということでございます。防府市においても、充実したホームページの掲載等を要望しておきたいと思えます。

3月1日から8日までは、女性の健康習慣でございます。私は、家庭の中で女性が健康に関して意識が高くなれば、夫や子どもたちなど、周囲にその意識は広がると思ひから、これまで何度も女性の健康支援についてさまざまな角度から取り上げをさせていただきました。

今回、かかりつけ医を持つことの重要性を取り上げましたけれども、私自身、更年期を経験したことから痛感したことでもあります。女性は、子どもたちや親の健康には何かと気を使い、体調が悪ければ医療機関に行くことを勧めますけれども、自身はその機会が後回しになりがちでございます。定期的な健診もそうです。

先日、保健センターで、「中高年の女性の健康」と題して、市内の婦人科医でいらっしやいます小笠麻紀先生の講演を受講してまいりました。大変多くの方々が参加をしておられました。後回しになりがちな更年期症状についての貴重なお話でございました。働き盛りの女性も身近なかかりつけ医を持ち、健康管理に気をつけながら地域社会の中でぜひとも頑張っていたいただきたいと思つたわけでございます。

最後でございます。子どもたちから高齢者の方まで健康でお暮らしいただけるよう、今後の医療体制のさらなる充実を心から願っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、1番、高砂議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

午前 11時52分 休憩

午後 1時 開議

○副議長（重川 恭年君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

議長が所用のため、副議長の私がかわつて議事の進行をさせていただきます。

それでは、午前中に引き続き一般質問を続行いたします。

次は、16番、山根議員。

〔16番 山根 祐二君 登壇〕

○16番（山根 祐二君） 公明党の山根でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

大きい項目を2つほど。一つは、自治体における公文書の取り扱いについて、そして、

期日前投票についての項目で質問をいたします。

最初に、公文書の取り扱いについて。公文書管理法が2009年6月、国会で成立し、2011年4月に施行されています。この法律ができた経緯は、2007年ころ話題となった年金記録問題や海上自衛隊、「とわだ」の航海日誌破棄問題、また薬害肝炎患者リスト管理問題などを受け、当時の福田康夫総理大臣が2008年の施政方針演説で公文書管理法制定の検討を表明し、法制化されたものです。

第1条は、法律の目的を次のように述べています。この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とするとあります。

さて、公文書は、国のみならず自治体においても、市民生活に関する諸活動や歴史的事実の記録であり、市民共通の知的資源です。

この法律の第34条は、地方公共団体の公文書管理について述べています。

第34条、地方公共団体はこの法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならないとあります。

以上、法律は地方自治体に対し努力義務を課しておりますが、これは自治体の自主性を踏まえたものであるとの意見もあります。公文書を適切に管理することは、自治体においても重要な課題です。

なぜなら、自治体における施策の決定過程等、地域のあり方そのものにかかわる重要事項について、住民によるその検証を可能とするものになり、民主主義の基本にかかわるものと言えます。まさに公文書の管理は自治体の重要な責務と言えます。また、東日本大震災の教訓から、大規模災害等から公文書をいかに守るかということも自治体の重要な役割であります。現在、一部の自治体においては公文書管理条例を制定し、情報公開の仕組みと合わせて、具体的に公文書管理に関する取り組みを進めているところもあります。

そこで質問ですが、1、本市では、市民からの情報公開請求に対する対応はどのようにしているか。また、文書管理条例整備について、執行部の御所見を伺います。

一方、公文書管理条例が制定されていない多くの自治体でも、情報公開条例に基づいた文書管理規則など、何らかの制度的な規定によって文書管理に関する事故等に対応してきていると考えられます。

しかしながら、本当に重要な公文書を適正に管理し、住民に対して有効に利用されるためには、受け皿となる地方の公文書館が必要と考えられます。自治体によっては、公文書館として新たな施設を建設するのではなく、使用しなくなった図書館等を活用して公文書館として設置するなど、それぞれ自治体の財政負担を軽減しながら、適切な公文書管理を進めるための取り組みをさまざま工夫しているところもあります。

そこで2つ目の質問ですが、本市では公文書管理保管をどのようにしているかお聞かせください。

○副議長（重川 恭年君） 16番、山根議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、市民の皆様の情報公開請求について、どのように対応しているかとお尋ねでございましたが、本市では平成11年1月1日に情報公開条例を施行し、市民の皆様から情報公開請求を受け付けてきたところでございます。平成19年度からは市政なんでも相談課が情報公開窓口となっております。

情報公開にかかる請求があった場合、まず市政なんでも相談課において、請求者からその内容について十分に聞き取りを行い、請求公文書を所管している担当課を特定いたします。

その後、担当課を呼び、請求公文書の内容をより具体的に把握するため、さらに詳細な聞き取りを行い、請求の対象となる公文書を特定いたします。公文書の特定後は、公文書公開請求書を受理するとともに、あわせて記載事項の確認と、請求者に対し必要な説明を行い、公文書公開請求者の請求書の原本を担当課に渡し、担当課は公文書公開の可否について、市政なんでも相談課及び関係課と協議しながら決定いたします。

公開と決定した場合は、決定日以後、請求者の御都合に配慮しながら、公開日を調整した上で、公開決定通知書を請求者に送付し、できるだけ速やかに市政なんでも相談課において請求者に対し公開することといたしております。

次に、最近の情報公開請求の件数とその内容につきましては、平成22年度が74件、平成23年度が56件、平成24年度は、ことしの1月末現在で81件、計211件となっております。

請求内容につきましては、防府駅周辺整備関係が35件、入札・契約関係が20件、工事積算関係が18件、教科書選定関係が17件、開発許可・路線認定関係が16件、住居表示関係が16件、災害・防災関係が10件、その他が79件となっております。

続きまして、本市における公文書の管理についてのお尋ねでございますが、本市におき

ましては、「防府市文書取扱規程」で、文書の收受、起案から作成、発送、編集、保存、廃棄に至るまでの取り扱いを規定いたしております。

この中で、文書は簿冊単位で管理することとしており、保存期間につきましても、永年、10年、5年、3年、1年という区分を定めております。保存期間が過ぎた公文書については、各課の判断により保存の必要がない場合は、個人情報などに留意しながら廃棄することとなります。なお、保存の必要があるものにつきましても、保存年限の延長をすることもございます。

議員御案内の公文書管理法、正式には、「公文書等の管理に関する法律」でございますが、平成23年4月1日に施行されております。これを受けまして、公文書管理条例を制定する地方自治体もございますが、まだまだ少数でありまして、県内におきましても、具体的に制定への動きを示しておられる自治体はないようでございます。

公文書管理法では、一般的な公文書の管理だけでなく、歴史資料として重要な公文書とされる「歴史公文書」を選別して国立公文書館へ移管することや、国民の「歴史公文書」の利用等についても規定しております。

なお、地方自治体の公文書管理条例を整備する場合、基本的には公文書管理法と同様の内容を規定することになろうと考えておりまして、本市が立案するに当たりましては先進事例を調査研究する必要がございますので、現時点では山口県をはじめ県内の状況を注視してまいりたいと考えております。

2点目の、公文書の保管、保存の状況についてのお尋ねでございますが、先ほど申し上げましたように、保存文書には簿冊ごとに5種類の保存期間を設定することといたしております。

文書取扱規程によりますと、永年保存と10年保存の簿冊は、基本的には現在の法務推進課が管理しております文書庫に引き継ぐこととなっておりますが、文書庫のスペースの問題もありまして、各課において保存されているものも相当ございます。

法務推進課が、毎年1回各課から引き継ぎを受けて文書庫で保存しております簿冊数は、現在、永年保存が約9,300冊、10年保存が1万1,900冊、そのほか各課から依頼を受けて引き継ぎを受けております5年保存が約2,500冊、合計しますと約2万3,700冊でございます。

また、文書取扱規程で、保存文書の簿冊は保存期間の種別にかかわらずその台帳を作成することとなっておりますが、平成9年までは紙ベースでの追加、削除を行ってまいりましたが、平成10年以降は電算入力による管理に移行しております。

ところで、議員御案内の「歴史公文書」と言えるものを収蔵、管理し、また市民の利用

に供するいわゆる公文書館でございますが、これは公文書管理法が制定される以前から、国では国立公文書館、地方自治体でもかなりの数の公文書館が設置されております。県内でも、山口県が山口県文書館として設置しているものでございます。

これにつきましても、「歴史公文書」の選別作業、あるいは収蔵施設の確保、専門職員の配置等さまざまな検討すべき課題がございますので、まずは先進市の状況など調査いたしたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○16番（山根 祐二君） 御答弁ありがとうございました。情報公開などの際に、いろんな文書を各課から取り寄せ、決定して、公開、非公開を決めていくということでありました。

御紹介していただきました情報公開の件数にいたしましても、この3年間211件と、かなり増えてきております。こういった文書の保管というのが重要であるということは明らかであります。

防府市では、文書取扱規程によって管理をしているという御答弁でありました。条例は、特に今、具体的なものはないと。県内では具体的な動きがないということでありましたので、この文書取扱規程に基づいて管理しているわけでありますから、その中について若干再質問をさせていただきたいと思っております。

防府市の文書取扱規程では、先ほど市長のほうから、第1種から第5種までの種類の説明がありました。保存期間が違うわけでありますけれども、31条には、文書は整理し、重要なものは非常災害時に際して支障がないよう、あらかじめ処置を講じておかなければならないとあります。

ここでいう重要なものと言っているのは、第1種のもののか、また、その災害時、支障がないようにするというのは、そういう処置をしておくというのは、具体的にどうしておくことかということをお聞きしたいと思っております。

○副議長（重川 恭年君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） この重要なものというのは、永年も含めて、また、それプラスその部署で大事と思うようなものを含みます。

それと、災害等からいわゆるその文書を守るような、きちんとした保存方法を考えるという意味でございまして、実はそういったところでも、今、本市の文書の管理については若干ちょっと危惧するところはございますが、しっかりとした防災対策を講じられるような文書庫を準備するという意味でございまして。

○副議長（重川 恭年君） 16番、山根議員。

○16番（山根 祐二君） 重要なものというのは、永年保存だけじゃなくて、それにまつわるほかのものも入ってくるような御答弁でありましたけれども、先ほど市長の答弁には第1種、第2種、永年保存と10年保存については、基本的には法務推進課で文書庫に保管すると。

部長の答弁では、この文書庫は災害時に支障がないのかどうか、ちょっと不安であるというような御答弁でありましたけれども、これは今の御答弁では、これから保管に対して、災害非常時に際して支障がないように今からちょっと考えていくと、そういったことでございますか。

○副議長（重川 恭年君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 今、法務推進課が管理しております文書庫は、実はもとの消防庁舎のところに今あるわけでございます。こちらについては、いわゆる防災上きちんと施錠とかあるいは文書管理はできているわけでございますが、今、耐震化の問題も新たに出てきているところがございます、そういったところではちょっと心配するところもあります。

そういったことで、この文書管理につきましては、今後、新たな庁舎を建設するに当たって、やっぱりしっかりとしたところに入れていく準備をしていかなければならないかなというふうに考えております。

○副議長（重川 恭年君） 16番、山根議員。

○16番（山根 祐二君） わかりました。保管に際して、やはり今から先のことになると思いますけれども、考えていかなければならないというふうに思います。

先ほどありました、この文書の保存期間というのは1種から5種までであり、1年から永年保存までであるわけですが、この期間が過ぎた場合、この文書の廃棄というのは、その期間が過ぎたことにより随時行うのか、それとも定期的に、先ほど1年ごとに法務推進課で云々という話も少し答弁の中にありましたけれども、この廃棄に関してある程度まとめて廃棄するのかと、それとも随時行うのかと、こういったやり方でこの廃棄を行うのか教えてください。

○副議長（重川 恭年君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 御質問にございましたように、情報公開制度で、この文書については、求められた場合には出していくということで、実は毎年、文書分類表、こういったものを整備しております。これは、各課から情報を得る形で、現在では法務推進課でございますが、そちらのほうでとりまとめてまいります。

その時点で、要は年数が過ぎたものについては廃棄処分という形をとるわけでございます

すが、市長の答弁でも申しましたように、個人情報的なものがございしますので、まとめてシュレッダーをかけるとか、そういった細心の注意を払いながら、ある程度まとめた段階で処分をしているところでございます。

○副議長（重川 恭年君） 16番、山根議員。

○16番（山根 祐二君） はい、わかりました。各課に保管してある公文書もあるということで理解をしておるんですけども、その各課に保管してる文書というのは、その課長がその廃棄に関してチェックするというようなことはあるんでしょうか。それとも、もう一切各課の判断ではなくて、法務推進課を交えた中で廃棄について判断していくと、そういった理解でよろしいでしょうか。

○副議長（重川 恭年君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 各課のほうで保存しておりますものにつきましては、5年経過ということで、各課のほうで対応してると思います。そして、先ほど言いました文書分類表の中できちんとチェックしていくという形になるかと、それは法務推進課のほうで一括して行っております。

○副議長（重川 恭年君） 16番、山根議員。

○16番（山根 祐二君） わかりました。公文書を適切に管理していくということで、将来起こり得る事件に迅速に対応できるというふうに考えられます。また、事件を未然に防止できることもあるのではないかと思います。

執行部におかれましては、市民の財産でもある公文書の管理徹底に努められますようお願いをいたしまして、この質問は終わります。

続きまして、期日前投票について質問をいたします。

平成24年の12月議会において、山下議員が、期日前投票所を市役所1カ所だけではなく、増やすことはできないかと質問をされました。選挙管理委員会の答弁では、若干の増設を考え、前向きに検討しているが、電子システムの構築や投票所位置の選定など問題があるとのことであります。

昨年11月の市議会議員選挙では、期日前投票数が1万958人となりました。そして、投票日前日は1日で2,987の方が期日前投票に来られております。長蛇の列が、市役所4号館1階まで続き、投票せずに帰られた方もあると聞きます。

また、12月に行われた第46回衆議院議員選挙でも、防府市で1万1,270の方が期日前投票をされました。投票所を増やすことができればそれが一番いいのですが、そのときの答弁は余り期待できるものではありませんでした。

高齢化が進む中で、投票しやすい環境をつくるということは、行政の責務ではないかと

思います。市民サービスのためにも、今できることを少しでも実施していただきたいと考えます。

そこで質問ですが、本年4月には参議院議員補欠選挙、7月には参議院議員選挙が予定されております。期日前投票についてどのように取り組まれるか、お聞かせをください。

さて、期日前投票するには、投票所で宣誓書兼請求書を記入しなければなりません。宣誓書には、住所、氏名、生年月日を記入し、期日前投票をする理由を選ぶという作業があります。そして、投票用紙を受け取り、候補者名を記入し、投票するわけです。市の職員さんが見ている目の前で書くのは、大変緊張するという声も聞きます。当然、時間がかかり、混雑をすることになります。

一方、他市では有権者に送付する選挙はがき、入場券に宣誓書が印刷されている例があります。これであれば、自宅で前もって記入でき、投票所での混雑緩和になると思いますが、ぜひ実行してはいかがでしょうか。選挙に関心を持っていただき、少しでも多くの有権者に投票していただけるよう、工夫していくべきだと思います。

以上について御答弁をお願いいたします。

○副議長（重川 恭年君） 高橋選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高橋 光之君） それでは、選挙管理委員会事務局のほうからお答えをいたします。

まず1点目の、4月の参議院議員補欠選挙、それから7月に行われます参議院議員通常選挙に向けて、期日前投票所の混雑緩和への具体的な取り組みについての御質問でございます。

御承知のとおり、本市の期日前投票所は市役所の4号館2階の会議室となっておりますことから、昨年の11月の市議会議員選挙におきましては、期日前投票最終日の11月10日、これは土曜日でございますが、投票者数が、議員も御指摘ございましたとおり、過去最高2,987人となりまして、時間帯によりましては15分から20分程度お待たせをすることもございました。大変お急ぎの方には御迷惑をおかけをいたしております。

そのため、12月の衆議院議員選挙では、混雑した場合に備えまして、受付の番号札、あるいは宣誓書記載場所を1階ロビーに設置できるように準備をいたしました。しかしながら、12月15日、これも土曜日でございますが、期日前投票の最終日には、これも議員御指摘のとおり2,047人の方が投票されましたが、余り混雑することもなく、この日を含めまして期間中一度も、そうした受付の番号札、あるいは1階ロビーの宣誓書記載場所を使用することはございませんでした。

これから執行されます4月の参議院議員補欠選挙、それから7月の参議院議員通常選挙

に向けましては、衆議院議員選挙と同様に、混雑した場合に備えまして、番号札や宣誓書記載場所の4号館1階ロビーへの設置準備もいたしますが、入場券はがきや市広報等で、期日前投票をされる場合には、お早目に期日前投票にお越しくくださるよう、また、時間にも余裕を持ってお越しいただきますよう、またPRに努めてまいりたいと思います。

それから、次に2点目の、期日前投票は投票所で期日前投票宣誓書を本人が記入するが、他市では投票はがきの裏面が宣誓書になっており、自宅で記入して持参する例があり、本市でも実施してはどうかとの御質問でございますが、御承知のとおり、期日前投票を行う場合には、選挙人みずからが期日前投票事由に該当する旨を申し立て、かつ当該申し立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出してから期日前投票を行わなければなりません。

そこで、議員からの御提案でございますが、県内他市の状況を確認をいたしましたところ、宇部市と萩市ですね、この2市が昨年の県知事選挙から導入をされておりました、その他の市では今のところ導入しようとする動きは見られませんが、本市といたしましては、宇部及び萩両市での利用状況の動向をお聞きしながら、選挙における投票の本来持っている意義、あるいは尊さ等を十分に考慮いたしまして、選挙管理委員会の中で協議検討をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（重川 恭年君） 16番、山根議員。

○16番（山根 祐二君） 御答弁ありがとうございます。御答弁では、市議会選挙のときには非常に混雑したが、その後の12月15日の投票日にはそれほど混雑しなかったというお話がありました。

内容はよくわかりませんが、やはりあんなに混雑するなら行かないわといった方もいらっしまったんじゃないかなと思います。やっぱり投票しやすい環境、これをどうするか、ひとつそういう混雑が起きたという事象があったならば、それに対応して、どういう策を打っていくかというのを考えるのがベストじゃないかなというふうに思っております。

番号札をつくり、そして宣誓書記載場所を設けると言われましたけれども、やはりあの投票率の悪かった市議会議員選挙であれだけの混雑が起きたということであれば、今からあります参議院の補欠選挙、あるいは参議院議員選挙などは、どういった状況が起こるか。そこでまた考えるのかということであると、いかななものかなというふうに思います。

宇部市と萩市が始められたそうですけれども、その動向を見てと言われますけれども、やはり宇部と萩だけじゃないんですよね、全国的に見てみますと、それをやっているとすることは法律上はそういうことをしても問題ないということであると思います。

若干、ほかの市町の例を見てみますと、昨年12月の十勝毎日新聞には、北海道音更町で「期日前投票宣誓書付きの入場券導入」という記事が掲載されておりました。「会場の宣誓書記入の手間をなくすのが目的」とあります。また千葉県の市川市でも、投票入場整理券に宣誓書を印刷しており、それを記入し持参してくださいというふうに案内をしております。

茨城県の牛久市では、ホームページに、「投票所入場はがき裏面の宣誓書欄に必要事項を記入して期日前投票にお越してください」というふうに掲載をしております。また、岩手県奥州市の案内にはこういうふうにあります。「以前は期日前投票所において住所や名前等を記入していただいておりますが、入場券にあらかじめ宣誓書を印刷することにより、住所や名前等を事前に記入することができ、受付が早く済みます。期日前投票される場合は御活用ください」と、こういうふうに書いてあるんですね。非常に親切だと思うんですね。

ほかにも例があり、これから実施してくる市町も必ず増えてくると思うんですけども、これをやることの障害、デメリットというものがありましたらちょっとお伺いしたいんですが。

○副議長（重川 恭年君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高橋 光之君） デメリットというお話でございますが、事務的な話ということで、ちょっと宇部市さんのほうでお聞きしたんですが、今始められてまだ時期が浅いのかもしれませんけれども、裏のはがきに実際に書いてこられた方の割合がどうも2割から3割ぐらいだったようでございます。

なぜそういうことかなと思って、ちょっと内部でも考えてみたんですが、印刷するはがきのスペースが、どうしてもはがきですから限られるというようなところもあります。多少見にくいのかなということはあると思います。

萩市さんのをちょっと見本でいただいたんですが、どうしても必要なことは書かなきゃいけないんで、これ法律で決まっているのがあるので、ちょっと記入するのに記入しにくいのかなというようなところもございました。これは事務的な話でございますが。あと萩市さんは、それに比べるとかなり書いてこられておったということでございます。この差が何かはちょっとよくわかりません。ということで、技術的にはなかなか、いろんな、スペースとかそういう問題があるのかなというふうに思っております。

それと、防府の場合は今、いわゆる台帳が34冊あるわけですね。紙ベースでやってるという関係で、どうしても受付のところで事務を迅速にしようと思っても、手作業でやる形になってますので、そこにもう一定の時間といたしますかね、あと統計的なものもとらな

きやいけないので、かなり処理欄のところの手間取ると。

それから、台帳が当然、投票区ごとに1冊しかないので、同じ家族の方が例えば3人とか4人来られたら、1人照合して、ほかの方はまたちょっと待ってもらわなきゃいけないとか、そういう手続的なところが多少あります。

だから、導入したときにどれほど早くなるのかなというところは多少懸念するところではあります。ただ、早くなることは間違いなくと思いますが、とのぐらいの効果的なものになるのかなというところもちょうと心配の種ではございます。

それと、これは技術的な問題ですが、あとはちょっといわゆる宣誓書自体の意義といいたいまいしょうか、それについて、どうしても宣誓書ですから御本人が記入されて、当然御本人の意思として出される、これが基本でございますが、今は窓口でやっていますから、その辺の懸念するところはないんでございますが、例えばお送りして、どなたが書かれるかなということ、これは確認がとれません。ただ、もう一方の考え方とすれば、それを持って来られた方が御本人であって、御本人であることの確認、宣誓書であることは、確認できれば、そこまで厳密に考える必要もないんじゃないかという、一方での考え方もあります。

だから、そういうところというのがやはりもう、最終的には委員会の中での価値判断といいたいまいしょうか、そういうところになってくるんだらうと思います。これは、今から委員会の中で、そういうところをいろいろと総合的に判断をされた中で検討されていかれると思いますので、デメリットということではないかもしれませんが、いろいろと考えてみるところはあるのかなというふうに、多少個人的な意見で申しわけないんですが、思っております。

○副議長（重川 恭年君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） ありがとうございます。事務手続のことをいろいろ言われましたが、基本的には、市民のその投票しやすいというのが第一に来るのではないかなと思います。そういったことを先に考えていくべきではないかと。

宇部市にあっては、2割、3割、余り多くないと。始めたばかりですから、これはまあそういったこともまだ市民に余り周知徹底してないというようなこともあるということも予測されますけれども、実際、これをやろうとすると、今、防府では一人ひとりに投票所入場券を送られているわけですから、その裏の印刷を変えるだけの話ですから、費用的には大きな影響はないと、このように思うのでありますけれども、防府市の、選挙管理委員会ですが、防府市の投票のことなので市長さんにもこの件について御意見をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○副議長（重川 恭年君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 選挙投票における、あり方、ありようにつきましては、選挙管理委員会という特別な機関で審査しておられるところでありまして、私がとやかく申し上げる立場にはないと、このように基本的にまず思います。

それから、個人的な意見をということであれば、私はやはり投票行為というものは厳粛なものであろうと、また、あっていただきたいと思っておる一人でございますので、利便性が高まるからという、それだけの理由でどうなのかなあ、どなたが書かれたかわからないというようなこともあり得る状況はなるべく避けるべきではないか。不在者投票の係員の目の前で御自身がペンを持って書かれることにこそ、不在者投票の真の意義があるのではないかなと、個人的にはそんなふうに感じているところでございます。

○副議長（重川 恭年君） 16番、山根議員。

○16番（山根 祐二君） 市長さんちょっと慎重な御意見でございましたけれども、やはり今、この期日前投票所が本市は1カ所であるということがまずあります。

それから、高齢化はどんどん進んできているということでもありますから、やはり目の前で、さあ書いてくださいといったときに、なかなかやっぱり理解するのに時間がかかる。その書く場所がたくさんあって担当する人がたくさんいれば、それはそれでまた若干の緩和ができるのではないかというふうに思います。

また、今から検討されることとは思いますが、その期日前投票所、よその市では5カ所、10カ所あるところもあります。そういったことを今から整備していくということも必要になるのではないかと思いますけれども、基本的にはやはりその市民の、選挙人の便宜に資するように取り扱っていく。これはやっぱり国のほうでは言っております。

一つの例ですけれども、飯塚市の議会の会議録に、選挙管理委員会の事務局長が答えておるんですけれども、これは平成23年のことですけれども、「2月8日に、福岡県選挙管理委員会から本市選管委員長あてに、参考資料の送付がございました。その中で、総務省自治行政局選挙部長から県選管委員長あてに「投票所入場券の活用について」通知がなされていることが判明しました」とあります。

「この通知の中で、「宣誓書については、選挙人が事前に記載することができるよう、例えば投票所入場券の裏面に様式を印刷する、投票所入場券の交付の際に同封するなど、市区町村において創意工夫し、選挙人の便宜に資するよう努めること」とされております。このため、この通知を受け、検討した結果、投票所入場券の裏面に宣誓書様式を印刷する方式で、選挙人の便宜に資するよう取り扱うことに決定いたしました」、こういった議事録も、一つの例ではありますけれども、こういったものもあります。

直近で、本年4月に参議院議員補欠選挙、7月には参議院議員選挙が予定されておりま

す。そういったこともありまして、ぜひ選挙人の便宜を図るということに重点を置いて、さまざまな、この件だけではありませんけれども、やはりそういう期日前の投票、あるいは当日の投票についてもそうなんですけども、やはりいろいろ改良する点が本市にはまだまだあるのではないかというふうに思っておりますので、その辺のところをお願いをして私の質問を終わります。

○副議長（重川 恭年君） 以上で、16番、山根議員の質問を終わります。

○副議長（重川 恭年君） 次は、13番、清水議員。

〔13番 清水 浩司君 登壇〕

○13番（清水 浩司君） 皆さん、こんにちは。本日最後になりました、会派「和の会」の新人議員、清水浩司でございます。

それでは、通告に従って質問させていただきます。

昨年12月議会におきましては、サラリーマン生活の長かった私にとって行政的な仕事は初めてであり、議会の仕組みや手続、用語に戸惑い、先輩議員の博識に驚愕し、大量の資料を渡され矢継ぎ早の会議や説明に、どのような資料を見ればよいのか戸惑いばかりの12月議会でした。

債務負担行為とか付託とか専決、所管事務といった言葉の意味がわからないことに遭遇し、そのたびに先輩議員に聞きながら必死で過ごし、緊張の連続だったように思います。そのような状態ながら、災害対策について一般質問をさせていただく機会を与えていただき、ありがとうございました。

そこで、災害に関する質問をさせていただきます。21年7月21日の災害時には、私は鈴屋自治会長3年目でした。鈴屋ボランティア隊を率いて災害復旧に携わり、その後、災害以降は災害記録誌の編集長として、地区内の災害をつぶさに調査いたしました。災害視察団9団体の視察では、災害に至った原因を何度も説明してまいりました。

このように、災害に深くかかわった経験から、このたびも12月議会に引き続き土石流災害関連で気づいたことがあり、再度質問させていただきます。

災害時に、一時避難する避難所の場所を住民に知らせる方法をどのようにお考えか、お聞きしたく存じます。

小野地区は3年余り前、土石流災害に見舞われました。この件に関して、12月議会でも質問させていただきましたが、その際、災害のときに一時的に逃げ込むことのできる避難所を、自治会みずからが指定するように指導すべきという答弁をいただいております。

この避難所に関してですが、一時避難所と指定避難所の違いというのが十分認識されて

いないように思います。小野地区において土石流災害が起きた場合と佐波川の水害では、当然逃げ込む避難所は全く違った場所になります。

そこでお願いがございます。例えば、自治会単位で、一時避難所と一目でわかるような看板かシールをつくっていただけないでしょうか。指定避難場所については、建物の外の塀とかに看板がつけてありますが、内部の建物にはついておりません。このような一時避難所とそれから指定避難場所について、市内で統一したものをつくり、シールを見れば誰もが避難所と、その場所がわかると思います。市内で共通した、どこにいてもわかるものをつくれれば有効と思います。ぜひ検討していただきたく存じます。

板やくいは自治会で用意すれば、費用はそれほどかからないように存じます。この件に関しまして、よろしく御回答いただきたく存じます。

○副議長（重川 恭年君） 清水議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

現在、市が指定する避難所は109カ所ございますが、その全てに避難所の表示看板を設置しております。また、その避難所の周知につきましては、市のホームページをはじめ、毎年の出水期前に市広報への防災特集記事の掲載にあわせて一覧表を載せるとともに、既にお配りをいたしております土砂災害や洪水・高潮などのハザードマップにも避難所の位置表示とあわせて、避難所名を記載しているところでございます。

避難所の開設は、災害の種類によって変わることもございますから、各避難所における災害種別ごとの警戒区域を記載した一覧表を市のホームページの中で公表しております。

また、平成24年3月に作成したハザードマップの高潮編におきましては、高潮により50センチメートル以上浸水が想定され、開設できなくなる避難所につきましては、区別するため赤色で表示するなどの対応も行っているところでございます。

さて、議員御指摘の地域における一時的な避難所につきましては、昨年の12月議会でも御答弁申し上げておりますように、まさかの災害時に市が指定する避難所まで距離が遠い場合には、まず近くで安全を確保するため、各地域において一時的な避難所を定めておかれることは大切であると考えております。

このたび議員から貴重な御提言をいただきましたので、地域で一時的な避難所を定められた場合には、統一した様式の表示シールを設置していただけるよう、早急に作成に取りかかり、配布できるようにしたいと考えております。

また、指定避難場所の表示看板につきましても、御指摘のとおり、現在、敷地の入り口部分に設置しておりますが、指定避難所となる建物につきましても、わかりやすい表示の

検討に入りたいと思います。

以上、答弁申し上げます。

○副議長（重川 恭年君） 13番、清水議員。

○13番（清水 浩司君） どうもありがとうございました。この件に関しましては早速の対応を今、お答えいただきまして、大変ありがとうございます。

それでは、次に不法投棄防止対策についてお尋ねいたします。

この不法投棄防止対策については、12月議会で山根議員が、リサイクルして家電製品を無料回収していることを質問されました。廃棄物処理の免許で、家電を対価として回収した場合、その家電がどのように処理されているか危惧いたします。

このことと、小野地区の不法投棄が直結しているとは捉えてはおりませんが、小野地区において家電の不法投棄が余りにも多いことに対して、かかわりも調べる必要があるように思います。

私は昨年の選挙の際、小野地区の活性化を唱えて出馬いたしました。防府市内に、皆さんには、私は防府市民の大切な水がめである佐波川の清流を守りますと訴えてまいりました。佐波川の水がめを守るということは、佐波川と佐波川の支流である各種河川を守ることであり、河川の流域に不法投棄をさせないことです。不法投棄された機械、機器から有毒な物質が流れ出る可能性もあります。

私は昨年4月に、小野地域自治会連合会の会長に就任いたしました。その後、地域全域の諸問題を会長の視点で見るようになり、地区の活性化と同時に課題や問題点がたくさん見えてまいりました。その中の一つが不法投棄です。

小野地区には3本の峠道があります。奈美から仁保に抜ける県道27号線、同じくこの県道27号線の久兼から湯野に抜ける峠道、それから真尾の高砂のあった一ノ瀬地区から牟礼に抜ける牟礼峠の3本がございます。当然、通り抜ける道に関しては不法投棄が非常に多いということで、昨年の8月に、小野地区で自治会環境美化推進協議会が中心となり、3班に分かれて不法投棄の確認作業を行ったところ、多数の不法投棄があることを把握いたしました。

そこで、小野地域自治会連合会で小野地域不法投棄パトロールの入ったオレンジ色のそろいのベストを作成いたしました。そして、その後、連合自治会環境美化推進協議会が中心となり、12月13日と16日の2日間にわたり回収作業を行いました。私は、13日は議会があり不参加でしたが、13日にはタイヤが大型を含めて60本、大型冷蔵庫4台、テレビ18台、2トンダンプ6台分のがれきがありました。

16日の湯野峠の作業には私も一緒にいたしました。軽トラ20台分のがれきを回収い

たしました。その中には、大型トラックのタイヤを含め104本、大型冷蔵庫5台、テレビ8台、その他空き缶、プラスチックごみ、サラダオイルにバッテリー、非常に多くのがれきごみがありました。

御存じの方はないかもしれませんが、湯野峠というのは久兼の一番奥から湯野温泉に抜ける峠道でございまして、急斜面のがけ下に落ちたごみを回収するために、数人でロープをかけて引っ張り上げる作業がたくさんありました。作業しながら、日本人の公衆道徳はどこへ行ってしまったのかと嘆かわしくなりました。この大量のごみは、当然地元の久兼住民が捨てるわけもなく、その中には隣接の2市の指定ごみ袋に入ったごみもありました。その後、再度パトロールすると、一旦回収した場所に再度捨てられておりました。

そこで、不法投棄防止策を考えてみました。まず、きれいにして捨てさせない。これはこの前行いました。次に、住民の目が光っていること、パトロールが頻繁に行われていること、それから最後は、究極の監視カメラの設置でございます。

まずできることからということで、市のほうにもお願いして3地区に50メートルおきに不法投棄防止の看板を掲示いたしました。今まで不法投棄には、私たちも真剣に取り組んでこなかったのが地区の責任もあります。行政に頼るだけでなく、自分たちでできることは自分たちでやろうではないかと呼びかけて、このたびの回収作業を実行いたしました。しかし、小野地区だけを行うには限度がございます。今後、行政側で取り組んでいただく方策があればお聞かせいただきたく存じます。よろしく願いいたします。

○副議長（重川 恭年君） 執行部の答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

地域のため、さらに佐波川の清流を守るために、議員をはじめ多くの地元の方々が山林などの危険な箇所まで足を運び、不法投棄された廃棄物を回収されておりますことに対しまして、心から感謝申し上げますとともに、自分たちのまちや地域の環境は自分たちで守るという強い意志のあらわれに敬意を表する次第でございます。

さて、本市における廃棄物の不法投棄でございますが、申し上げるまでもなく不法投棄は犯罪でございます。その未然防止には、議員御案内のとおり不法投棄禁止看板設置等の啓発活動や監視パトロールの実施など、さまざまな対策が重要でありまして、本市といたしましても、山口県山口健康福祉センターや警察との緊密な連携を図りながら、協力して取り組んでいるところでございます。

啓発活動といたしましては、不法投棄追放意識の高揚を図るため、環境月間であります6月に、厳しい罰則規定を表記した啓発文を市広報に掲載してもおります。

また、市と防府警察署長の連名による罰則規定を記した警告看板を作成しまして、各地域に必要な箇所に設置していただいておりますが、今回、小野地区で不法投棄が発見された場所につきましても、新たに看板を設置していただいたところでございます。

あわせて、小野中学校北側から山口市へ通ずる県道27号線沿いの、特に不法投棄の頻度の高い市有林につきましても、延長約100メートルにわたってロープを張り、進入防止対策を施したところでございます。

また、監視パトロールにつきましても、以前から、市道をはじめ農道や林道のほか、公園や河川などの施設管理の一環として実施しております。今後も引き続き監視を続けてまいりますとともに、警察のパトロールをさらに強化していただくなど、防府警察署とより密接な連携を図っているところでございます。

なお、県が実施している不法投棄パトロールにつきましても、本市では夜間を中心に月3回程度実施されておりますが、昨年小野地域からの情報提供によりまして、県道27号線沿いを重点監視ルートとされたところでございます。

また、議員御案内の監視カメラの設置につきましても、全国でも地域の実情に合わせて導入されているところがございますので、今後、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、関係機関との連携に関してでございますが、不法投棄に関する通報や御相談を県が設置している不法投棄ホットラインをはじめ、さまざまなルートから県や市に通報をいただいております。状況に応じて県と合同で現地調査を実施しております。

昨年の事例でございますが、市民の方からの情報提供によりまして県・市合同で現地調査を実施したところ、行為者が判明したため、警察署へ通報し、強制的に撤去させて解決に至った事例もございました。

また、防府・山口地域を所管する山口県山口健康福祉センターが事務局となりまして、山口健康福祉センター管内廃棄物不法投棄等連絡協議会が設置されております。山口・防府警察署や建設業協会山口・防府支部等で構成され、本市も参加しております。不法投棄パトロールの状況や不法投棄に関する情報の共有を図るとともに、不法投棄の実例研究や今後の対応策などの協議も行っております。

今後とも、山口県山口健康福祉センター、防府警察署などの関係機関との連携をさらに強化するとともに、地域の皆様の御協力をいただきながら、不法投棄防止対策に積極的に取り組んでまいり所存でございますので、御理解と引き続きましての御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁申し上げます。

○副議長（重川 恭年君） 清水議員。

○13番（清水 浩司君） 御丁寧なる御回答、ありがとうございました。

3点ほど要望がございますので、申し上げておきます。ホットラインに関しては、現地で、そういう不法投棄の現場を押さえたときのホットラインが、携帯からつながらないという現状があります。ぜひこの点を、システムの変更等で可能のようなことは聞いておりますので、ぜひ検討していただきたく存じます。

それから、月3回の夜間の県のパトロールということもお聞きいたしました。できる範囲で、できるだけ回数を増やすなりして、頻繁なるパトロールをお願いしたいと存じます。

それとあわせて、啓発活動に関しても、不法投棄は犯罪であることを、これを何度も市広報並びにその他広報に関して掲載していただけたらと、このように要望いたします。どうぞよろしく願いいたします。

それでは引き続きまして、3項目めの耕作放棄地対策についてお聞きいたします。

小野地区で、最近耕作放棄地が非常に増えております。これについては、小野地区だけかと思って調べてみたところ、防府市全体で見ると防府市のほうがパーセントから言えば小野地区よりも耕作放棄地がまだ多いことも判明いたしました。

私は現在、小野地区で稲作もしております。頼まれている田んぼも含めれば約1町歩、今ふうでいうと1ヘクタールの田んぼの稲作をしております。小野地域は、御存じのように農業振興地域でございます。山に囲まれ優良な農地が広がり、水と空気が非常においしいところでございます。そのため大変おいしい米がとれます。私は、かつて暮らしたあちこちの友人に秋になると新米を送っておりますが、異口同音に大変おいしい、来年も送ってくれと、ただでは送らんよと言っております。

しかし、残念ながら小野地区にも耕作放棄地が非常に増えてまいりました。防府地域での耕作地が3,020ヘクタール、耕作放棄地が240ヘクタールと聞いております。これは平成25年のデータでございます。このまま推移すると、10年後、20年後は大変なことになります。

それは、単に景観を乱す、害虫が稲作に被害を及ぼすというだけではなく、最近、ことしになって山口県でも死者が出たマダニのすみかになる可能性もあります。そういった意味で、これ以上耕作放棄地を増やさないために、早く手を打っておく必要があるように思っています。

そこで、なぜ耕作放棄地が増えるかということを考えてみました。まず、耕作者が高齢になる。後継者がいない。昨年、地区を歩いているときに、どう見ても80代後半のおじい

さんが一生懸命コンバインに乗っているんですね。あと何年コンバインに乗れるんだろかなと。それと同時に、コンバインの運転は大丈夫かいなどと不安になるような状態で耕作されておりました。当然、近くに後継者とか家族、身内がないんじゃないかと思います。

それから2番目ですが、小規模農家が農業機械を1個ずつ持つということで、はっきり言って機械貧乏になっております。当然赤字になります。米価は、1993年のウルグアイラウンドの締結後、消費低迷と輸入によって下がり続けております。このことによって、米をつくる、稲作をするメリットがどんどん下がっております。

3つ目が、田んぼの所有者が遠隔地に住んでいるケースです。先日、奈美、鈴屋地区の耕作放棄地を確認してまいりました。鈴屋地区の中心部には、1町歩ほどの田んぼが放棄されております。この田んぼの所有者は現在、東京に住んでおります。そして誰も管理していない状態です。これが鈴屋のど真ん中の平地の、非常に条件のいいところに耕作放棄地としてあります。農家がやる気をなくす、後継者がいない、こういった現状が耕作放棄地を増やしているわけです。

そこで質問させていただきます。耕作放棄地対策について、今考えないと10年後、20年後には手おくれになります。このことについて、何か方策を考えておられるのでしょうか。お聞きいたします。よろしくお願いします。

○副議長（重川 恭年君） 執行部の答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 極めて簡潔な御質問ではございますが、中身が大変いろいろございますので、私から、少々長くなるかと思いますが、お許しをいただいて答弁させていただきますと思います。

耕作放棄地は、耕作者の高齢化や後継者不足による担い手不足、農産物の価格低迷などにより増加しておりまして、これにより農地が持つおります水源涵養機能や環境保全機能などの多面的機能が発揮できないことから、近年大きな問題となってきましたことは議員御承知のとおりでございます。

平成21年12月に施行されました改正農地法では、新たに農地に権利を有する者に対する責務として、「農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保すること」の規定が設けられ、また農業委員会に対し、毎年1回の農地利用状況調査を通して、地域の農地利用の総点検を実施し、遊休農地の発生防止と解消指導を行うよう定められたことから、農業委員により再生利用が可能な農地につきまして、耕作の再開や適切な保全管理の指導に鋭意取り組んでいるところでございます。

まず、本市の耕作放棄地の状況でございますが、平成24年度に実施いたしました農地

利用状況調査では、市全体で約248ヘクタールを確認しておりまして、そのうち小野地域につきましては約16ヘクタールで、全体の約6%となっております。

次に、耕作放棄地対策についてのお尋ねでございましたが、市では、耕作放棄地の発生防止や再生を行うために、現在4つの対策を講じております。

1つ目は、小野地域の真尾、久兼地区の4集落で行っております中山間地域直接支払い制度でございます。この事業は、農業振興地域内で一定の傾斜を持つ農地について、各集落と市とが協定を締結し、協定に定めた農地で作付けや保全管理などの農業活動を行っていただくことで農地の荒廃を防止し、良好な景観の形成や水源涵養を図るものでございまして、本市では平成12年度から取り組み、現在は第3期対策に入っているところでございます。

2つ目は、大道や佐野、西浦地域で行っております「農地・水・環境保全活動事業」でございます。

この事業は、土地改良区や自治会、子ども会などの農家や非農家が一体となった保全会を結成し、その地域の農地や水路、農道、ため池などをみずから保全管理し、地域の環境をみずからの手で守っていくものでございまして、本市では平成19年度から取り組んでおりまして、現在、4つの保全会が活動しておられます。

3つ目は、「山口型放牧」でございます。この事業は、耕作放棄地を再生利用するための前段となるもので、耕作放棄地に黒毛和牛を放牧しまして、雑草を食べさせるものでございます。

本市では、平成22年度に江泊地区の農地50アールで試験的に実施いたしまして、平成23年度には富海、牟礼、江泊地区の170アールで、平成24年度には対象地をさらに拡大しまして、205アールで実施いたしております。

耕作放棄地となる原因の一つに、山間部の農地でイノシシなどの有害鳥獣により農作物の被害を受けることがございますが、これを防ぐため、県では昨年5月から11月にかけて、山口市阿東地区で鳥獣被害防止を目的として「山口型放牧」の実証実験を行われ、その結果、有害鳥獣の出没回数が減少するなど、一定の成果が認められたとの報告もなされているところでございます。

4つ目は、有害鳥獣による農作物の被害を防止するために、金網柵などを設置する鳥獣被害防止対策事業でございます。

この事業は、イノシシなどの有害鳥獣による農作物の被害を防止するために設置する資材購入費の全額を補助し、地元の皆様が施工を行われる事業でございまして、平成23年度、24年度に真尾地区と富海地区で金網柵や電気柵を設置され、平成25年度も引き続き

き実施する予定といたしております。

さて、10年後、20年後を見据えた対応でございますが、耕作放棄地をなくし、農地が本来持つ多面的機能を発揮するためには、農業が産業として成長することが重要でございます。

国では、現在、内閣総理大臣を議長とする産業競争力会議において、農業を成長分野として位置づけて産業として伸ばすとされておりまして、これを受けて農林水産省も攻めの農林水産業を展開するとの方針を示しております。

その方策の一つとして、農地の利用集積が不可欠であるとしておりまして、その担い手として集落営農法人の設立を挙げております。

本市では、ソフト事業として農地の利用集積を図るため、人と農地を結びつける「地域農業マスタープラン」（人・農地プラン）の策定に取り組んでおりまして、平成24年度、25年度に市内16カ所で策定することといたしております。

また、ハード事業として、大道、下津令地区で県営「ほ場整備事業」が実施されており、完成後の担い手組織として、農事組合法人下津令が本年2月に設立されたところでございます。

農業が産業として成長していくためには、大規模な農業経営が必要でございまして、そのためには、先ほど申し上げました地域農業マスタープランの策定やほ場整備などの基盤整備事業を複合的に実施することが必要と考えております。

市といたしましても、地元での説明会の実施や事業の検討をされる会合への出席、関連する各種事業の情報提供などを行ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、答弁申し上げます。

○副議長（重川 恭年君） 13番、清水議員。

○13番（清水 浩司君） 耕作放棄地に関して、御丁寧なる答弁をいただき大変ありがとうございます。

結論として、私は今お聞きした話の中で、今4項目の件に御回答いただきましたけど、ぜひ中山間地に鈴屋、奈美地区、中山地区も加えていただけたらと、このように思います。

それから、「山口型放牧」というのが170アール、205アールとおっしゃいましたけど、これは昔ふうで言うと1.7反、2反ということで、全体から言えばわずかな広さにしかありません。

こういった意味で、最終的には先ほどお聞きしました農業マスタープランの中で、基盤整備がどうしても必要な状況に、将来的には基盤整備を目指す必要があるように思います。

私も、その基盤整備等に関して、できれば先頭に立ってやってみたいなど、このように思っております。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（重川 恭年君） 以上で、13番、清水議員の質問を終わります。

○副議長（重川 恭年君） ここでお諮りいたします。本日の会議は、この程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（重川 恭年君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでございました。

午後2時24分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年3月7日

防府市議会 議長 行 重 延 昭

防府市議会副議長 重 川 恭 年

防府市議会 議員 中 林 堅 造

防府市議会 議員 田 中 健 次